

2024

令和6年度

# 履修の手引



徳島大学薬学部

# 目 次

## 第1章 教育と学習案内

1) 薬学部の教育理念	1
2) カリキュラム・ポリシー	1
3) ディプロマ・ポリシー	3
4) カリキュラムマップ	5
5) 取得できる学位	6
6) 卒業の要件について	6
7) 単位の修得について	7
8) 専門教育科目について	15
9) 成績評価について	18
10) 専門科目定期試験等について	18
11) 徳島大学語学マイレージ・プログラムについて	19
12) 育成プログラムについて	19
13) Ph.D.-Pharmacistプログラムについて	20
14) 研究室配属	20
15) 学年担任及びクラス担任制度	20
16) アドバイザー委員制度	21
17) 進路選択のための情報提供	21

## 第2章 学生への連絡及び諸手続き

1) 薬学部事務室の窓口	23
2) 学生への通知・連絡方法	24
3) 学 生 証	24
4) 各種証明書の発行	24
5) 休学、復学、退学等の手続き	25
6) 除 籍	27
7) 単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	27
8) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度	27
9) 学生教育研究災害傷害保険	28
10) 学 生 金 庫	28
11) 宿所の届出	28
12) 保証人住所・保証人変更届	29
13) 海外渡航届	29

14) 講義室の使用について	29
15) 健康管理	29
16) 交通事故の防止	29
17) 学生ロッカーについて	30
18) その他	30
<b>第3章 学生の人権・教育相談等のための体制</b>	
1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために	31
2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために	32
3) キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制	32
4) 意見箱の設置	32
<b>第4章 薬学部構内における交通規制</b>	
徳島大学蔵本地区における駐車について	33
薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について	34
<b>第5章 関係諸規則等</b>	
徳島大学学則	37
徳島大学薬学部規則	56
徳島大学教養教育履修規則	70
徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	73
徳島大学薬学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ	75
気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ	76
<b>付 録</b>	
薬学部の学科・講座・配置	77
蔵本地区配置図	79
薬学部建物平面図	80
医薬創製教育研究センター・医学臨床B棟	82
蔵本会館平面図	83
位 置 図	84

# 第 1 章

## 教育と学習案内

## 1) 薬学部の教育理念

多様な薬学分野を基盤とした幅広い知識と技能を身につけ、薬学の種々の職能領域、そして、社会と相互連携し得る高い倫理観をもち、自ら活躍できる場を積極的に開拓できる人材（「インタラクティブ YAKUGAKUJIN」）を育成することを理念とする。

## 2) カリキュラム・ポリシー

### 薬学部

薬学部では薬剤師資格を基盤として、地域、社会から求められる Pharmacist-Scientist（指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師や、専門的薬学知識と高い研究能力を身につけた研究者・教育者）を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 薬学部の教育理念である「インタラクティブ YAKUGAKUJIN（薬学が関係する諸分野の連携を基盤に、自らの活躍の場を積極的に開拓できる能力に溢れた人材）の育成」に則り、医療現場での医薬品適正使用のみならず、創薬や医療分野、薬物治療、保健衛生領域など広範囲な職域において指導的な立場で活躍できる薬剤師を先導的な薬剤師と位置付け、入学後のコース選択により創製薬科学研究者（医療を理解する薬学研究者）および先導的薬剤師（高度な基礎力と研究マインドを持った薬剤師）を養成する。
2. 教養教育では、幅広い教養および基礎科学の知識や柔軟な科学的思考、論理的に討議・説明できる表現力と語学力、そして生涯にわたり学び続ける姿勢を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。
3. 専門教育では、薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた講義、実習、演習および卒業研究を通じて、医薬品の性質や使用、創製に関する高度な専門的知識と技能を修得させる。
4. 実務実習事前学習を経て薬学共用試験に合格した学生に、病院実習および薬局実習を履修させる。
5. 卒業研究では、課題発見能力、問題解決能力、研究マインド、さらに高度化する医療や創薬の進歩に対応できる能力を修得させる。さらに、研究成果の発表を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

### 薬学科（創製薬科学研究者育成コース）

創製薬科学研究者育成コース [3年次から研究室配属を行うとともに、創製薬科学研究者育成コース、先導的薬剤師育成コース（研究型高度医療薬剤師育成プログラム、研究型地域医療薬剤師育成プログラム）に分かれる]

創製薬科学研究者育成コースでは、薬剤師資格を基盤として、創薬・薬物治療・保健衛生領域に貢献できる薬学研究者・教育者を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「インタラクティブ YAKUGAKUJIN の育成」に則り、創薬や薬物治療、保健衛生領域など広範囲な職域において指導的な立場で活躍できる創製薬科学研究者を養成する。
2. 教養教育では、幅広い教養および基礎科学の知識や柔軟な科学的思考、論理的に討議・説明で

きる表現力と語学力、そして生涯にわたり学び続ける姿勢を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。

3. 専門教育では、薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた講義、実習、演習、2.5年の卒業研究を通じて医薬品の性質や創製に関する高度な専門的知識と技能を修得させる。
4. 実務実習事前学習を経て薬学共用試験に合格した学生に、病院実習および薬局実習を履修させる。実務実習においては、研究という視点から創製薬科学研究者に必要とされるリバーストランスレーショナルリサーチの考え方を涵養する。
5. 卒業研究では課題発見能力、問題解決能力、研究マインド、さらに高度化する創薬の進歩に対応できる能力を修得させる。さらに、研究成果の発表を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

### 薬学科（先導的薬剤師育成コース）

**先導的薬剤師育成コース** [3年次から研究室配属を行うとともに、創製薬科学研究者育成コース、先導的薬剤師育成コース（研究型高度医療薬剤師育成プログラム、研究型地域医療薬剤師育成プログラム）に分かれる]

先導的薬剤師育成コースでは、薬剤師資格を基盤として、研究マインドを持った薬剤師（研究型高度医療薬剤師）および地域に根ざした薬剤師（研究型地域医療薬剤師）を育成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「インタラクティブ YAKUGAKUJIN の育成」に則り、医療分野や薬物治療領域など広範囲な職域において指導的な立場で活躍できる先導的薬剤師を養成する。
2. 教養教育では、幅広い教養および基礎科学の知識や柔軟な科学的思考、論理的に討議・説明できる表現力と語学力、そして生涯にわたり学び続ける姿勢を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。
3. 専門教育では、研究型高度医療薬剤師育成プログラム、研究型地域医療薬剤師育成プログラムともに薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた講義、実習、演習、卒業研究を通じて医療現場の理解を進めるとともに、医薬品の性質や使用に関する知識と技能を修得させる。

研究型高度医療薬剤師育成プログラムではさらに、超スマート社会に対応した臨床医療情報教育を行うとともに、医療系学部との合同演習を通じ他職種に対する理解を深め、チーム医療遂行に必要な能力を育成する。

研究型地域医療薬剤師育成プログラムではさらに、地域医療や災害時医療、在宅薬物療法等に関する講義・実習・演習を行うことで、地域医療遂行に必要な能力を育成する。

4. 実務実習事前学習を経て薬学共用試験に合格した学生に病院実習および薬局実習を履修させる。実務実習においては、薬剤師に必要とされる医療人としての職業倫理や責任感を身につけさせる。
5. 卒業研究では、課題発見能力、問題解決能力、研究マインド、さらに高度化する医療の進歩に対応できる能力を修得させる。さらに研究成果の発表を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

### 3) ディプロマ・ポリシー

#### 薬学部

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

幅広い教養を身につけるとともに、薬を創る・使う分野に関する幅広い基礎知識と、Pharmacist-Scientist の基礎となる専門的知識を有し、医療現場を理解するとともに研究の重要性を理解している。

##### 2. 汎用的技能

薬の専門家として、論理的に討議・説明できる表現力と語学力を有し、医療、科学、社会の発展・高度化、創薬科学関連分野の高度化に対応できる実践能力を修得している。

##### 3. 態度・志向性

薬の専門家として、高い倫理観、豊かな人間性、専門知識・技術の自主的・継続的な学修を行う姿勢、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有する。

##### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い分野を不断に学習し、その知識を自らの専門領域と結びつけることにより、医療の進歩に対応できる課題発見能力・問題解決能力を修得し、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、『インタラクティブ YAKUGAKUJIN』として薬学の発展に寄与できる。

#### 薬学科（創製薬科学研究者育成コース）【創製薬科学研究者育成プログラム】

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

幅広い教養を身につけるとともに、創薬関連分野や薬物治療分野、保健衛生分野に関する基礎知識及び多彩な薬学関連分野の専門知識を修得し、医療現場を理解するとともに、創薬・薬物治療分野における研究の重要性を理解している。

##### 2. 汎用的技能

創薬と医療を理解した薬の専門家として、論理的に討議・説明できる表現力と語学力を有し、薬学研究者として必要な技能を修得している。

##### 3. 態度・志向性

薬学研究者として高い倫理観、豊かな人間性、専門知識・技術の自主的・継続的な学修を行う姿勢、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有する。

##### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い分野を不断に学習し、その知識を創薬・薬物治療・保健衛生等に関する自らの専門領域と結びつけることにより、医療の進歩に対応できる課題発見能力・問題解決能力を修得し、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、『インタラクティブ YAKUGAKUJIN』として薬学の発展に寄与できる。

## 薬学科（先導的薬剤師育成コース）

以下のいずれかのプログラムにおいて求められる能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

### 【研究型高度医療薬剤師育成プログラム】

#### 1. 知識・理解

幅広い教養を身につけるとともに、医療分野と薬物治療分野に関する基礎知識及び多彩な薬学関連分野の専門的知識を修得し、医療現場を理解するとともに、医療・薬物治療分野における研究の重要性を理解している。

#### 2. 汎用的技能

チーム医療、先進医療に参画できる薬の専門家として、論理的に討議・説明できる表現力と語学力を有し、研究マインドを持った薬剤師として必要な技能を修得している。

#### 3. 態度・志向性

薬剤師として、高い倫理観、豊かな人間性、専門的知識・技術の自主的・継続的な学修を行う姿勢、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有する。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い分野を不断に学習し、その知識を医療・薬物治療分野等に関する自らの専門領域と結びつけることにより、医療の進歩に対応できる課題発見能力・問題解決能力を修得し、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、『インタラクティブ YAKUGAKUJIN』として薬学の発展に寄与できる。

### 【研究型地域医療薬剤師育成プログラム】

#### 1. 知識・理解

幅広い教養を身につけるとともに、医療分野と薬物治療分野に関する基礎知識及び多彩な薬学関連分野の専門知識を修得し、地域医療現場を理解するとともに、医療・薬物治療分野における研究の重要性を理解している。

#### 2. 汎用的技能

地域医療に参画できる薬の専門家として、論理的に討議・説明できる表現力と語学力を有し、研究マインドを持った薬剤師として必要な技能を修得している。

#### 3. 態度・志向性

薬剤師として、高い倫理観、豊かな人間性、専門的知識・技術の自主的・継続的な学修を行う姿勢、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有する。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い分野を不断に学習し、その知識を医療・薬物治療分野に関する自らの専門領域と結びつけることにより、地域医療のニーズに対応できる課題発見能力・問題解決能力を修得し、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、『インタラクティブ YAKUGAKUJIN』として薬学の発展に寄与できる。



## 5) 取得できる学位

薬学部薬学科所定の課程を修めて卒業が認められた者に、学士（薬学）の学位が授与される。

## 6) 卒業の要件について

薬学部を卒業するためには、単位修得要領に定める教養教育科目及び専門教育科目の卒業の科目（単位）を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムにおけるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有していなければなりません。

## 7) 単位の修得について

単位修得要領に沿って、各自単位を修得してください。

# 単 位 修 得 要 領

単位修得に関しては、各自十分注意し余裕のある単位修得に努められたい。

もし、不注意により卒業できない等のことがある場合、責任は学生自身が負わなければならない。

したがって、単位修得の責任は自らにあることを自覚し、単位を修得されたい。

### 1. 教養教育

教養教育の授業科目については、薬学部規則及び教養教育履修規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として下表に掲げる科目（単位）を修得することとする。

科目群	科目	授業題目	単位数	
				小計
教 養 科 目 群	歴史と文化		8	8
	人間と生命			
	生活と社会			
	自然と技術			
	ウェルネス総合演習			
創 成 科 学 科 目 群	グローバル科目		2	4
	イノベーション科目			
	地域科学科目			
	医療基盤科目			
基 礎 科 目 群	S I H道場	S I H道場 ～アクティブ・ラーニング入門～	1	17
	高大接続科目			
	基礎数学	微分積分学	2	
		統計学	2	
	基礎物理学		2	
	基礎物理学実験			
	基礎化学	基礎化学Ⅰ・電子と有機化学	2	
		基礎化学Ⅱ・細胞生物化学の基礎	2	
		基礎化学Ⅲ・薬の科学	2	
	基礎化学実験			
	基礎生物学		2	
基礎生物学実験				
情報科学	情報科学入門	2		
外 国 語 科 目 群	英語	基盤英語	1	6
		主題別英語	1	
		発信型英語	2	
	初修外国語	ドイツ語入門	2*	
		フランス語入門		
		中国語入門		
		ドイツ語初級		
		フランス語初級		
	中国語初級			
合計			35	

※ひとつの外国語を選択し、その外国語の「入門」（1単位）を計2単位履修すること。

(1) 授業科目の区分ごとの授業時数と単位の関係は徳島大学教養教育履修規則第4条単位の基準等による。

(2) 入学前の既修得単位の認定

他大学等で取得した単位は、教養教育科目に限り30単位を限度に認定が可能である。

申請は、入学当初に1回かぎりである。別途掲示により通知があるので、教育支援課教養教育係に申し出ること。

(3) 「放送大学」及び「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく）」の修得単位の認定

放送大学の開設科目（徳島大学が指定した科目）及びeラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）は、教養教育科目（外国語の科目を含む。）として認定が可能である。ただし、事前に本学を通して放送大学及び単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「放送大学」・「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）」・「知プラe授業科目」により取得できる単位数は合計で8単位までである。

徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

(4) 外国語技能検定試験による単位の認定

本学在学中に受験して取得した外国語技能検定試験の成績により外国語の科目の単位が下記のように認定される。該当する検定試験に合格、あるいは所定の得点に達した場合に、単位の認定を希望するものは速やかに教育支援課教養教育係まで申し出ること。ただし、これらの検定試験による単位の認定は1つの外国語につき6単位までとする。

入学前及び休学中に受験して取得した外国語技能検定試験は該当しない。

ただし、1回の外国語技能検定試験の成績を単位の認定と語学マイレージ・プログラム「外国語技能検定試験」との両方に使用することはできない。

① 英語

検定試験の種類	評価等	認定する題目及び単位数	備考
実用英語技能検定（英検） （公益財団法人 日本英語検定協会）	1 級	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
		発信型英語 2 単位	
	準 1 級	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
TOEFL iBT （ETS Japan 合同会社）	100点以上	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
		発信型英語 2 単位	
	80～99点	基盤英語 2 単位	
主題別英語 2 単位			
TOEFL ITP（Level 1） （ETS Japan 合同会社）	600点以上	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
		発信型英語 2 単位	
	550～599点	基盤英語 2 単位	
主題別英語 2 単位			

検定試験の種類	評価等	認定する題目及び単位数	備考
TOEIC (一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会)	870点以上	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
		発信型英語 2 単位	
	730～869点	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
IELTS (Academic) (公益財団法人 日本英語検定協会、ブリティッシュ・カウンシル)	7 以上	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	
		発信型英語 2 単位	
	6 ～6.5	基盤英語 2 単位	
		主題別英語 2 単位	

② ドイツ語

検定試験の種類	評価等	認定する題目及び単位数	備考
ドイツ語技能検定試験 (独検) (公益財団法人 ドイツ語学文学振興会)	3 級以上	ドイツ語入門 2 単位 ドイツ語初級 2 単位	
	4 級	ドイツ語入門 2 単位	
	5 級	前期開講のドイツ語入門 1 単位	

③ フランス語

検定試験の種類	評価等	認定する題目及び単位数	備考
実用フランス語技能検定試験 (仏検) (公益財団法人 フランス語教育振興協会)	3 級以上	フランス語入門 2 単位 フランス語初級 2 単位	
	4 級	フランス語入門 2 単位	
	5 級	前期開講のフランス語入門 1 単位	

④ 中国語

検定試験の種類	評価等	認定する題目及び単位数	備考
中国語検定試験 (一般財団法人 日本中国語検定協会)	4 級以上	中国語入門 2 単位 中国語初級 2 単位	
	準 4 級	前期開講の中国語入門 1 単位	
中国政府漢語水平考試 (HSK) (中国国家漢語水平考試委員会)	3 級以上	中国語入門 2 単位 中国語初級 2 単位	

[中国語単位認定についての注記]

- (1) 申請は 1 学期につき 1 回のみとする。
- (2) 1 回の申請において、成績証明書は 1 種類の試験 1 式のみ提出可とする。
- (3) 通し番号がある題目 (週 2 コマクラス) は若番を優先する。  
(例) 「中国語入門 I」 > 「中国語入門 II」
- (4) 同一試験の同一級を複数回合格しても、単位認定を複数回申請することは出来ない。最初の申請分のみを採用する。  
(例) 中国語検定準 4 級に 2 回合格することにより、中国語入門 2 単位を申請することは不可。

(5) 留学による単位の認定

徳島大学では、下記の大学に短期留学した場合、所定の条件のもとで、教養教育の外国語教育科目の単位が認定されるとともに、マイレージポイントが認定される。単位認定を希望する学生は必ず事前に教育支援課教養教育係で相談すること。

外国語	指定研修先
英語	南イリノイ州立大学カーボンデール校 (アメリカ合衆国) オークランド大学 (ニュージーランド) モナシュ大学 (オーストラリア連邦)
中国語	復旦大学 (中華人民共和国) 武漢大学 (中華人民共和国) 吉林大学 (中華人民共和国) 南京大学 (中華人民共和国) 開南大学 (台湾) 淡江大学 (台湾)
フランス語	グルノーブル第三大学 (フランス共和国) ボルドー第三大学 (フランス共和国)

## 2. 専門教育

- (1) 専門教育の授業科目については、薬学部規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として次表に掲げる科目(単位)を修得することとする。各コースにおける専門教育の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする(「8 専門教育科目について」参照)。

### 薬学科創製薬科学研究者育成コース

単位数		科目	必修科目	選択科目	実習	実務実習	演習	卒業研究	計
標準単位		創製薬科学研究者育成プログラム	83	10以上	12	24	2	21	152

### 薬学科先導的薬剤師育成コース

単位数		科目	必修科目	選択科目	実習	実務実習	演習	卒業研究	計
標準単位		研究型高度医療薬剤師育成プログラム	80	10以上	12	24	4	21	151
		研究型地域医療薬剤師育成プログラム	80	10以上	12	24	4	21	151

- (2) 学修時間は大学設置基準第21条、徳島大学学則第30条で、1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすると定められている。45時間とは、授業時間だけでなく、授業時間外に必要な学修等を含めた時間をいう。薬学部における授業形態に応じた授業時間数は、徳島大学薬学部規則による。

(3) 履修手続

ア. 学生は各学期の初めに示される時間割に基づいて履修しようとする科目(必修科目・選択科目・実習)について所定の期日までに履修登録をしなければならない。

イ. 履修科目の上限単位数は1、2年次では半期24単位までとする。ただし、次に掲げる科目については上限を適用しない。

専門教育科目、SIH 道場～アクティブ・ラーニング入門～、高大接続科目、自然科学入門、集中講義、不可（不：再試験）の評価を受けた科目の再履修

ウ. 上級学年に開講されている科目は履修できないものとする。

エ. 各プログラムのみで開講されている科目は、当該プログラムに所属している学生のみ履修できるものとする。

(4) 進級要件

ア. 学年末において、次表に掲げる単位数以上を修得したものでなければ、進級することができない。

イ. 教養教育の授業科目については、薬学部の卒業要件として定められた科目（単位）に限り進級要件の対象とする。

薬学科

区 分		1年次	2年次
教養教育科目	教 養 科 目 群	20	29
	創 成 科 学 科 目 群		
	基 礎 科 目 群		
	外 国 語 科 目 群		
	計	20	29
専門科目	必 修 科 目	13	39
	選 択 科 目	—	—
	実 習	—	12
	実 務 実 習	—	—
	演 習	—	—
	卒 業 研 究	—	—
		計	13

創製薬科学研究者育成コース（創製薬科学研究者育成プログラム）

区 分		3年次	4年次	5年次
教養教育科目	教 養 科 目 群	8	8	8
	創 成 科 学 科 目 群	4	4	4
	基 礎 科 目 群	17	17	17
	外 国 語 科 目 群	6	6	6
		計	35	35
専門科目	必 修 科 目	70	80	80
	選 択 科 目	6	9	9
	実 習	12	12	12
	実 務 実 習	—	—	4
	演 習	—	1	1
	卒 業 研 究	5	10	15
		計	93	112

先導的薬剤師育成コース（研究型高度医療薬剤師育成プログラム）

区 分		3年次	4年次	5年次
教養教育科目	教 養 科 目 群	8	8	8
	創 成 科 学 科 目 群	4	4	4
	基 礎 科 目 群	17	17	17
	外 国 語 科 目 群	6	6	6
	計	35	35	35
専門科目	必 修 科 目	69	76	78
	選 択 科 目	6	9	9
	実 習	12	12	12
	実 務 実 習	—	4	4
	演 習	—	1	2
	卒 業 研 究	5	10	15
	計	92	112	120

先導的薬剤師育成コース（研究型地域医療薬剤師育成プログラム）

区 分		3年次	4年次	5年次
教養教育科目	教 養 科 目 群	8	8	8
	創 成 科 学 科 目 群	4	4	4
	基 礎 科 目 群	17	17	17
	外 国 語 科 目 群	6	6	6
	計	35	35	35
専門科目	必 修 科 目	69	76	78
	選 択 科 目	6	9	9
	実 習	12	12	12
	実 務 実 習	—	4	4
	演 習	—	1	2
	卒 業 研 究	5	10	15
	計	92	112	120

(5) 成績評価

- ア. 成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。
- イ. 成績は、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（不：再試験）、及び不可（(不)：再受講）に区分する。

(6) 試験に関する内規

- ア. 本試験については、学期初めに履修登録した科目以外受験することはできない。
- イ. 追試験は、「欠席届」を学務係へ提出し受験資格を認められた者が、「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

「欠席届」は事前の提出を原則とする。病気その他やむを得ない事情により試験当日に欠席した場合は、登校した最初の日に学務係に提出すること。届出がなかった場合は、試験を放棄したものと見なし、追試験を受けることはできない。なお、試験当日に欠席する場合でも電話等で連絡することが望ましい。

ウ. 再試験は、再試験受験資格者が「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

エ. 「追再試験受験届」の提出先は、当該科目の担当教員（学部外非常勤講師の科目については学務係）及び学務係とする。

オ. 追試験又は再試験の結果が不可の場合は、原則として再受講とする。ただし、授業担当教員が認めた場合は、次年度において再試験を受けることができる。

カ. 再試験の評点は、可（60点）、不可（不：再試験）及び不可（（不）：再受講）のいずれかとなる。

#### (7) 自由科目の単位認定

他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目となる。他の学部の科目を履修するには事前に学務係で手続きし許可を受けた後、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請することになる。なお、自由科目の認定単位は、卒業に必要な単位には認めない。

#### (8) 他の大学等で履修した授業科目の単位認定

他の大学（短期大学、大学以外の教育施設等、外国の大学又は短期大学も含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を限度に認定することができる。希望する学生は、事前申請が必要な場合もあるので、必ず事前に学務係へ相談すること。

#### 附 則

この要領は、平成15年3月6日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成16年3月11日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。ただし、平成17年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。ただし、平成18年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。ただし、平成24年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。ただし、平成26年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。ただし、平成27年3月31日に在学する者については、この要領による改正後の1(3)、2(1)(3)(4)(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成28年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。ただし、平成30年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。ただし、令和2年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。ただし、令和3年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。ただし、令和4年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。ただし、令和6年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 8) 専門教育科目について

各学科の専門教育科目は次のとおりです。

### 創製薬科学研究者育成コース（創製薬科学研究者育成プログラム）

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
医療における人間学	2		1～5	講義
薬と社会の探訪	1		1	〃
薬学英语 1	1		2	〃
薬学英语 2	1		3	〃
英語プレゼン実践講座	1		4	〃
学術論文作成法	1		3	〃
キャリアパスデザイン講義	1		1	〃
物理化学 1	2		1	〃
物理化学 2	2		1	〃
分析化学 1	2		1	〃
分析化学 2	2		2	〃
製剤学	2		2	〃
有機化学 1（炭化水素）	2		1	〃
有機化学 2（求核置換反応）	2		1	〃
有機化学 3（不飽和化合物）	2		2	〃
有機化学 4（カルボニル）	2		2	〃
有機化学 5（生体分子）	2		2	〃
有機機器分析演習	2		3	〃
生薬学	2		2	〃
天然医薬資源学	2		2	〃
医薬品化学	2		3	〃
創薬実践道場	1		3	〃
細胞生物学	2		1	〃
解剖生理学	1		2	〃
微生物学	2		3	〃
遺伝子生化学	2		2	〃
タンパク質科学	2		2	〃
代謝生化学	2		2	〃
生体内シグナル概論	2		3	〃
免疫と疾病	2		3	〃
衛生薬学 1（栄養）	2		2	〃
衛生薬学 2（疾病）	2		3	〃
環境薬学	1		3	〃
コア DDS 講義	1		1	〃
基礎医療薬学	1		1	〃
薬理学	2		2	〃
薬物治療学 1（循環器）	2		3	〃
薬物治療学 2（消化器）	1		3	〃
薬物治療学 3（神経）	2		3	〃
薬物治療学 4（炎症）	2		3	〃
薬物治療学 5（がん）	1		4	〃
薬物治療学 6（感染症）	1		4	〃
漢方薬学	2		4	〃
医薬品情報学	1		3	〃
医薬品情報解析学	2		4	〃

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
臨床薬物動態学	2		3	講義
薬剤学 1	2		2	〃
薬剤学 2	1		3	〃
社会薬学	1		3	〃
地域薬局学	1		3	〃
応用医療薬学	1		4	〃
創薬物理化学		2	3	〃
有機反応論		2	3	〃
有機合成論		2	3	〃
創薬科学		2	3	〃
創製薬科学入門		1	2	〃
疾病学 1		1	4	〃
疾病学 2		1	4	〃
疾病学 3		1	4	〃
チーム医療入門		1	2	〃
地域医療入門		1	2	〃
先端臨床研究入門		1	2	〃
分析化学実習	1		2	実習
物理化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
有機化学実習	3		2	〃
生薬学実習	1		2	〃
生物化学実習	3		2	〃
衛生化学実習	1		2	〃
薬剤学実習	1		2	〃
実務実習事前学習	4		5	〃
医療薬学・病院実務実習	10		6	〃
医療薬学・薬局実務実習	10		6	〃
研究体験演習	1		1	演習
演習 1	1		1～6	〃
卒業研究 1	5		3	〃
卒業研究 2	5		4	〃
卒業研究 3	5		5	〃
卒業研究 4	6		6	〃

先導的薬剤師育成コース（研究型高度医療薬剤師育成プログラム）

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
医療における人間学	2		1～5	講義
薬と社会の探訪	1		1	〃
薬学英语 1	1		2	〃
薬学英语 2	1		3	〃
キャリアパスデザイン講義	1		1	〃
物理化学 1	2		1	〃
物理化学 2	2		1	〃
分析化学 1	2		1	〃
分析化学 2	2		2	〃
製剤学	2		2	〃
有機化学 1（炭化水素）	2		1	〃
有機化学 2（求核置換反応）	2		1	〃
有機化学 3（不飽和化合物）	2		2	〃
有機化学 4（カルボニル）	2		2	〃
有機化学 5（生体分子）	2		2	〃
有機機器分析演習	2		3	〃
生薬学	2		2	〃
天然医薬資源学	2		2	〃
医薬品化学	2		3	〃
細胞生物学	2		1	〃
解剖生理学	1		2	〃
微生物学	2		3	〃
遺伝子生化学	2		2	〃
タンパク質科学	2		2	〃
代謝生化学	2		2	〃
生体内シグナル概論	2		3	〃
免疫と疾病	2		3	〃
衛生薬学 1（栄養）	2		2	〃
衛生薬学 2（疾病）	2		3	〃
環境薬学	1		3	〃
コア DDS 講義	1		1	〃
基礎医療薬学	1		1	〃
薬理学	2		2	〃
薬物治療学 1（循環器）	2		3	〃
薬物治療学 2（消化器）	1		3	〃
薬物治療学 3（神経）	2		3	〃
薬物治療学 4（炎症）	2		3	〃
薬物治療学 5（がん）	1		4	〃
薬物治療学 6（感染症）	1		4	〃
漢方薬学	2		4	〃
医薬品情報学	1		3	〃
医薬品情報解析学	2		4	〃
臨床薬物動態学	2		3	〃
薬剤学 1	2		2	〃
薬剤学 2	1		3	〃

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
社会薬学	1		3	講義
地域薬局学	1		3	〃
応用医療薬学	1		4	〃
創薬物理化学		2	3	〃
有機反応論		2	3	〃
有機合成論		2	3	〃
創薬科学		2	3	〃
創製薬科学入門		1	2	〃
疾病学 1		1	4	〃
疾病学 2		1	4	〃
疾病学 3		1	4	〃
チーム医療入門		1	2	〃
地域医療入門		1	2	〃
先端臨床研究入門		1	2	〃
分析化学実習	1		2	実習
物理化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
有機化学実習	3		2	〃
生薬学実習	1		2	〃
生物化学実習	3		2	〃
衛生化学実習	1		2	〃
薬剤学実習	1		2	〃
実務実習事前学習	4		4	〃
医療薬学・病院実務実習	10		5	〃
医療薬学・薬局実務実習	10		5	〃
研究体験演習	1		1	演習
演習 1	1		1～6	〃
薬物療法マネジメント入門	1		4	〃
高度医療アドバンスト演習	1		5～6	〃
卒業研究 1	5		3	〃
卒業研究 2	5		4	〃
卒業研究 3	5		5	〃
卒業研究 4	6		6	〃

先導的薬剤師育成コース（研究型地域医療薬剤師育成プログラム）

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
医療における人間学	2		1～5	講義
薬と社会の探訪	1		1	〃
薬学英语 1	1		2	〃
薬学英语 2	1		3	〃
キャリアパスデザイン講義	1		1	〃
物理化学 1	2		1	〃
物理化学 2	2		1	〃
分析化学 1	2		1	〃
分析化学 2	2		2	〃
製剤学	2		2	〃
有機化学 1（炭化水素）	2		1	〃
有機化学 2（求核置換反応）	2		1	〃
有機化学 3（不飽和化合物）	2		2	〃
有機化学 4（カルボニル）	2		2	〃
有機化学 5（生体分子）	2		2	〃
有機機器分析演習	2		3	〃
生薬学	2		2	〃
天然医薬資源学	2		2	〃
医薬品化学	2		3	〃
細胞生物学	2		1	〃
解剖生理学	1		2	〃
微生物学	2		3	〃
遺伝子生化学	2		2	〃
タンパク質科学	2		2	〃
代謝生化学	2		2	〃
生体内シグナル概論	2		3	〃
免疫と疾病	2		3	〃
衛生薬学 1（栄養）	2		2	〃
衛生薬学 2（疾病）	2		3	〃
環境薬学	1		3	〃
コア DDS 講義	1		1	〃
基礎医療薬学	1		1	〃
薬理学	2		2	〃
薬物治療学 1（循環器）	2		3	〃
薬物治療学 2（消化器）	1		3	〃
薬物治療学 3（神経）	2		3	〃
薬物治療学 4（炎症）	2		3	〃
薬物治療学 5（がん）	1		4	〃
薬物治療学 6（感染症）	1		4	〃
漢方薬学	2		4	〃
医薬品情報学	1		3	〃
医薬品情報解析学	2		4	〃
臨床薬物動態学	2		3	〃
薬剤学 1	2		2	〃
薬剤学 2	1		3	〃

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
社会薬学	1		3	講義
地域薬局学	1		3	〃
応用医療薬学	1		4	〃
創薬物理化学		2	3	〃
有機反応論		2	3	〃
有機合成論		2	3	〃
創薬科学		2	3	〃
創製薬科学入門		1	2	〃
疾病学 1		1	4	〃
疾病学 2		1	4	〃
疾病学 3		1	4	〃
チーム医療入門		1	2	〃
地域医療入門		1	2	〃
先端臨床研究入門		1	2	〃
分析化学実習	1		2	実習
物理化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
有機化学実習	3		2	〃
生薬学実習	1		2	〃
生物化学実習	3		2	〃
衛生化学実習	1		2	〃
薬剤学実習	1		2	〃
実務実習事前学習	4		4	〃
医療薬学・病院実務実習	10		5	〃
医療薬学・薬局実務実習	10		5	〃
研究体験演習	1		1	演習
演習 1	1		1～6	〃
薬物療法マネジメント入門	1		4	〃
地域医療アドバンスト演習	1		5～6	〃
卒業研究 1	5		3	〃
卒業研究 2	5		4	〃
卒業研究 3	5		5	〃
卒業研究 4	6		6	〃

## 9) 成績評価について

成績は、シラバスに示している方法（筆記試験、口頭試験、レポート試験、実技試験等）により評価します。

また、本学では学習の状況の把握や修学指導のために標準 GPA（Grade Point Average）の算定を行っています。標準 GPA とは、学生が取得した科目の成績を集約した値で、換算式は以下のとおりです。

$$\text{標準 GPA} = \frac{\text{（評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

※「標準 GP」の換算式

$$\begin{array}{llll} 90\text{点以上} = 4 & 80\text{点以上}90\text{点未満} = 3 & 70\text{点以上}80\text{点未満} = 2 \\ 60\text{点以上}70\text{点未満} = 1 & 60\text{点未満} = 0 & & \end{array}$$

標準 GPA は、学期と通算についてそれぞれ算定します。また、正規の手続きによる履修取り消し科目は含まれません。

## 10) 専門科目定期試験等について

- (1) 期間中は、別途掲示する時間割で試験を実施します。
- (2) 遅刻の限度は、試験開始後20分までとし、これを超過した者は、受験資格を失います。
- (3) 監督者が、試験開始前に「徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項」に基づく注意事項を読み上げます。不正行為は絶対に行わないでください。

なお、不正行為とは次の行為を示します。

### ① 試験における不正行為

- ・カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。
- ・机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。
- ・使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- ・試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。
- ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。
- ・その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

- ② レポート、小テスト等における不正行為
- ・他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。
  - ・レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。
- (4) 不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。
- 単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消します。
- (5) 試験結果の確認
- 試験結果は、試験実施後5日後を目途に教務システムの「履修・成績情報→成績参照」で確認することができます。試験実施後1週間を過ぎて、試験結果を確認できない場合は、早急に授業担当教員に申し出ること。

## 11) 徳島大学語学マイレージ・プログラムについて

語学マイレージ・プログラムは、学部教育において一貫した語学教育体制を構築し、学生の目標・目的に合った語学力、コミュニケーション力、自己主導型学修力を養うことにより、十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的にしています。

語学マイレージ・プログラムは、

- ① 教養教育科目の外国語科目の成績（主題別英語、発信型英語）
- ② 専門教育科目の外国語関連科目の成績（薬学英語1、薬学英語2）
- ③ 外国語技能検定試験の成績（TOEFL ITP）
- ④ 教養教育院語学教育センターが実施する語学教育プログラムの履修
- ⑤ 語学留学等の実績
- ⑥ 薬学部が実施する語学プログラムの履修
- ⑦ その他語学マイレージ・プログラムの対象として認めた事項

からなり、それぞれの点数をマイレージポイントとして加算します。マイレージポイントの合計によってマイレージレベルがアップし、ブロンズクラス以上（700ポイント以上）が卒業要件となり、ブロンズクラスに達しない場合は卒業できません。

語学の研鑽のため積極的にプログラムを受講し、ゴールドクラス、プラチナクラスを目指してください。

なお、マイレージレベル、マイレージ・プログラムの詳細については教養教育履修の手引参照または学務係へお問い合わせください。

## 12) 育成プログラムについて

薬学部薬学科には、次の3つの育成プログラムがあります。

- ・創製薬科学研究者育成プログラム（30名程度）

・研究型高度医療薬剤師育成プログラム（40名程度）

・研究型地域医療薬剤師育成プログラム（10名程度）

1～2年次で薬学及び研究の基礎を学んだ後、3年次から3つのプログラムに分かれて、各プログラムの特徴あるカリキュラムで学びます。

プログラム選択決定は、以下に示す要領で行います。

(1) 育成プログラムは、2年次学期終了時に、学生が提出する育成プログラム選択志望届の志望順位に基づいて決定します。

(2) 2年次の4月、10月及び1月に育成プログラム選択志望調査を行い、結果を公開します。

(3) 育成プログラム選択志望届は、2年次2月に、対象の学生全員が、志望するプログラムに第3位まで順位をつけて提出します。

(4) 志望届において志望数がプログラム定員を超過した場合は、成績により決定します。

成績は2年次までの標準GPAに基づいて順位付けします。標準GPAが同じ場合は、専門教育科目の標準GPAで順位付けします。専門教育科目の標準GPAが同じ場合は、専門教育科目の平均点で順位付けし、専門教育科目の平均点が同じ場合は、2年次に履修した専門教育科目の平均点で順位付けします。

順位付けで上位の者から順に、本人の志望に基づいて各プログラムの受入可能数を超えない範囲で選択するプログラムを決定します。

(5) 育成プログラムの選択決定時期は、2年次学期終了時とします。対象は、2年次に在籍し、3年次への進級が確定している学生全員です。

### 13) Ph.D.-Pharmacist プログラムについて

薬学部薬学科（6年制）の創製薬科学研究者育成コースと大学院博士課程（4年制）をシームレスにつないだ学部・大学院一貫研究教育により、学部と大学院の境を飛び越えて創薬研究者を早期に育成する大学院特別プログラムです。大学院特別選抜入試を経て、薬学部薬学科の創製薬科学研究者育成コース4年次終了後、博士課程に入学します。大学院では、薬科学研究に集中的に取り組み、英文原著論文を発表して博士（薬学）の学位を取得します。その後、再び学部5年次に戻り、実務実習を経て薬学部を卒業し、国家試験を受験して薬剤師資格を取得します。

### 14) 研究室配属

3年次から学生は卒業研究のため、研究室に配属されます。詳細は別途案内します。

(1) 配属先の研究室は薬学部所属の研究室および協力講座の研究室とします。

(2) 各研究室への配属人数に上限を設けます。

(3) 各研究室配属可能人数に応じ学生間の話し合いにより、研究室希望配属案を決めます。

### 15) 学年担任及びクラス担任制度

学年担任は、学年全体の学習、生活、進路の相談・助言・指導を行います。

また、クラス担任は4～5名の学生を1クラスとして担任し、定期的なクラス会開催及び個別面談を行い、学生の学習、生活、進路の相談・助言・指導を行います。

具体的には下記に示す要領で行います。

- (1) 入学時より、1学年に2名の学年担任を置きます。各学年の担任には原則として教授を充てます。
- (2) 入学者を4～5名から成るクラスに任意に振り分けます。各クラスの担任には原則として教授を充てます。
- (3) クラス担任は担当学生の学習状況（出席、成績）、生活状況（健康面）、進路希望（希望進学先、希望就職先）等を充分把握すると共に、適宜個別面談を行い、相談・助言・指導を行います。
- (4) 学生はクラス担任、学年担任及びアドバイザー委員に相談することができます。相談時間は教員のオフィスアワーを原則とします。それ以外は教員と個別に連絡を取り調節してください。
- (5) クラス担任は担当学生の学習状況、生活状況、進路希望等の情報を進路委員会に定期的に報告します。
- (6) 個別の相談等において、クラス担任のみで解決出来ない場合は、クラス担任は学年担任又はアドバイザー委員と相談し問題解決に当たります。
- (7) 研究室配属以降は、卒業研究指導教員が主に相談・指導・助言を行いますが、引き続き、学年担任及びクラス担任も相談・指導・助言を行います。

## 16) アドバイザー委員制度

クラス担任制度を補完する意味でアドバイザー委員制度を設置しています。アドバイザーを担当する委員は教務委員長、学生委員長、研究科学務委員長、就職委員長とします。

- (1) アドバイザー委員は学生の学習、生活、進路等学生の入学後から就職までのすべての課題に対応します。
- (2) クラス担任又は卒業研究指導教員から相談があった場合、担当アドバイザー委員又は複数のアドバイザー委員が相談事項に対処します。
- (3) アドバイザー委員は学生の進路決定に関する情報（各コースの教育、研究内容、就職等）提供を行います。
- (4) 学生のアドバイザー委員への相談はオフィスアワーを利用してください。それ以外は、委員と個別に連絡を取り調節してください。

## 17) 進路選択のための情報提供

- (1) 研究体験演習で進路選択に関わる情報（就職先、各コースの教育・研究内容等）及び研究室選択に関わる内容（各研究室の教育・研究内容、就職先等）を提供します。
- (2) クラス担任に進路について相談し、助言を得て進路選択の参考とすることが出来ます。
- (3) アドバイザー委員が定期的に進路相談会を開催します。

## 第 2 章

# 学生への連絡及び諸手続き

## 学生への連絡及び諸手続き

### 1) 薬学部事務室の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（日・土・祝日を除く）の8：30～17：15（12：00～13：00を除く）です。ですので注意してください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ問い合わせてください。

担当係	事 項	窓 口
学務係 TEL633－7247 633－7615	入学者の選抜に関する事。 学生の入学、卒業及び休学等学生異動に関する事。 学籍に関する事。 教育課程に関する事。 授業、試験及び成績に関する事。 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に関する事。 外国人留学生に関する事。 派遣学生に関する事。 ティーチング・アシスタントの選考、労働時間等に関する事。 日本学生支援機構以外の奨学金に関する事。 学生の課外活動に関する事。 学生の健康管理及び生活相談に関する事。 学生の就職に関する事。 学生の団体、集会、出版及び掲示に関する事。 学生証及び学生の諸証明に関する事。 国家試験に関する事。 講義室等の管理に関する事。 学生の表彰及び懲戒に関する事。 所掌事務に係る各種委員会に関する事。 所掌事務の調査、統計及び報告に関する事。 その他学生に係る事務に関する事。	薬学棟 1階
学生係 TEL633－7030	入学料及び授業料の徴収猶予、免除等に関する事。 日本学生支援機構奨学金に関する事。	医学部 医学基礎A棟 1階
経理係 TEL633－9553 633－9013	入学料、授業料の納付に関する事。 その他会計に係る事務に関する事。	医学部 医学基礎A棟 1階

※市外局番：088

## 2) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、掲示、教務システム又はメールにより行います。薬学部掲示板（薬学部研究棟玄関ホール）の掲示、教務システム、メールを1日1回は確認することを習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

また、薬学部ホームページにも必要な事項が掲載されています。（<https://www.tokushima-u.ac.jp/ph/>）

## 3) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、附属図書館等の入退館カード、図書館利用証（貸出）、定期健康診断の受付、各種証明書の発行の機能があります。また、生協電子マネー Supica や生協ミールプランの機能も利用できます。大切な物なので、紛失しないよう注意してください。

本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica の不正利用を防止するため、生協事務所（088-652-1073）に連絡し、生協電子マネー Supica 等の利用停止手続きを行ってください。

期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。

上記に係る「再発行の申請」手続きは、学務係で行ってください。

## 4) 各種証明書の発行

### 1. 証明書発行機で交付される証明書

「学割旅客運賃割引証（学割証）」、「在学証明書」、「成績証明書」、「卒業見込証明書」「健康診断証明書」は、『証明書発行機』により交付されます。

証明書発行機の利用には、「学生証」が必要です。

- (a) 学割旅客運賃割引証（学割証）※
- (b) 在学証明書
- (c) 成績証明書
- (d) 卒業見込証明書
- (e) 健康診断証明書

※学割旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、割り当て枚数（10枚）の範囲内で学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものでなく、修学上の経済的負担の軽減と、学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度で、原則として次の目的をもって鉄道旅行する場合に限り、年間10枚を限度として発行されます。ただし、JRの片道営業キロが101キロ以上の旅行でなければ利用できません。

\*割り当て枚数は、必要により、所属学部の学務（教務）係または教育支援課教務情報係へ申請することで増やすことができます。

【使用目的】

- ・ 休暇等による帰省
- ・ 正課の教育活動（実習など）

- ・ 課外活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療等
- ・ 保護者との旅行

#### 【使用上の注意】

- ・ 学割証は、他人に譲渡してはならない。
- ・ 有効期限は、発行日から3カ月以内であるので、有効期間を厳守すること。
- ・ 使用に際しては必ず学生証を携帯することとし、申請目的以外の目的で使用しないこと。
- ・ 学割証の不正使用に対しては、JRから、本人はもちろんのこと全学生に対する学割証発行停止等の措置を取られることがあるので、絶対に慎むこと。

## 2. 学務係で交付される証明書

以下の各証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに手続をしてください。

- 卒業証明書
- 通学証明書
- 他大学受験許可証
- その他必要とする証明書

## 3. 証明書コンビニ発行サービス（有料）

以下の各証明書は、「証明書コンビニ発行サービス」を利用して、コンビニエンスストアで証明書を発行することができます。ただし、利用時には、システム利用料と印刷代がかかります。

- 在学証明書
- 成績証明書
- 卒業見込み証明書

発行方法等の詳細は、大学のHPを確認してください。

徳島大学HP トップ→教育・学生生活→諸手続のご案内→証明書コンビニ発行サービスについて

## 5) 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ず各自のクラス担任又は指導教員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→クラス担任又は指導教員に相談→学務係で所定用紙の交付を受ける

→願出用紙に指導教員、保証人及び本人の署名→学務係へ提出（希望日の1ヶ月前）

薬学部HPに掲載した「異動願（休学願、復学願、退学願）の記入・提出要領」を参照ください。

(<https://www.tokushima-u.ac.jp/ph/>)

## 1. 休 学

- (a) 疾病その他一身上の都合により2ヶ月以上就学できないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。
- (b) 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (c) 休学期間は、通算して6年を超えることはできません。
- (d) 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 休学願の受理された日が3月、4月、9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。
- イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は、受理日の属する期の授業料は徴収されます。
- ウ 納付済の授業料は返還されません。

## 2. 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

## 3. 退 学

退学しようとする時は、退学願を提出し、学長の許可を得なければなりません。

注) 退学者の授業料

退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学できません。未納のままであると、学則により「除籍」となります。

## 4. 他大学受験について

本学部 に在籍して他大学の受験を希望する者は、事前に『他大学受験許可願』を提出して、受験許可を受けなければなりません。（許可書の発行までには2週間を必要とします。）

- ・ 受験の結果は、速やかにクラス担任又は学務係に報告すること。
- ・ 合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをすること。

## 5. 転 学 部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。事前に学務係やクラス担任（指導教員）に相談してください。

## 6. 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

## 6) 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

## 7) 単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

単位認定試験等における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対しないでください。

不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消します。

## 8) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

### 1. 授業料納付

授業料納付

原則として、入学時に登録した本学指定の金融機関の口座から自動引落を行います。納入時期は、次のとおりです。

前期分（4月～9月）→5/27（休日の場合は翌営業日）

後期分（10月～3月）→11/27（休日の場合は翌営業日）

※自動引落日の前日15時までに指定口座に入金してください。

### 2. 授業料免除制度

日本学生支援機構給付奨学金の受給の認定を受けた者が授業料免除の該当者となります。（給付奨学金の受給の認定がないと入学料免除と授業料免除の資格は与えられません。）申請方法等の詳細は、徳島大学 HP (<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/>) を参照してください。

徳島大学 HP トップ→教育・学生生活→授業料免除・奨学金等

### 3. 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者

に対して、奨学金を給付又は貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

#### [貸与奨学金（返済必要）]

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

#### 2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

#### [給付奨学金（返済不要）]

世帯収入の基準を満たし、「学ぶ意欲」がある者を支援する制度です。給付奨学金が支給されるほか、大学の授業料等減免支援も受けることができます。

制度の詳細は大学HPを確認してください。

徳島大学HP トップ→教育・学生生活→高等教育の修学支援制度について

#### 《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、学生用掲示板を見てください。

### 9) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知（学務係にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

### 10) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては徳島大学学生後援会(学務部教育支援課内)へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10万円までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

### 11) 宿 所 の 届 出

自身の住所・連絡先等に変更があった場合は、必ず教務システムから情報を更新してください。

保護者の住所・連絡先等に変更があった場合は、「宿所届」を学務係へ提出してください。

## 12) 保証人住所・保証人変更届

保証人、又は保証人の住所等に変更があった場合は、速やかに「保証人住所・保証人変更届」を学務係へ提出してください。

## 13) 海外渡航届

学生が海外渡航をする場合、学生の安全管理のため、渡航目的が「留学」に限らず、学会発表、ボランティア等、あるいは観光などの私事によるものについても、「海外渡航届」の提出が必要です。

海外渡航前に必ず学務係に提出してください。

## 14) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

## 15) 健康管理

定期健康診断は、キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門の実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健安全法で定められているものから、必ず受診してください。

## 16) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているため、厳守してください。

駐輪場は別添配置図を参照のこと。

下記の項目を守ってください。

1. オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。
2. 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。  
建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。
3. 自動車通学は、原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学務係に

事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務係へ届け出てください。

#### 17) 学生ロッカーについて

1. 2年次の学生各人の希望者に、ロッカーを貸与し使用できるようにしています。ロッカーの使用に当たっては、特に火災・盗難、カギの紛失に注意をしてください。なお、カギは3年次に学務係に返却してください。

#### 18) そ の 他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
2. 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
3. 大学構内での喫煙は禁止します。
4. 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
5. 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。
6. 火気には十分に注意してください。

## 第 3 章

# 学生の人権・教育相談等のための体制

## 1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために

教育の現場において、セクシュアル・ハラスメントは決してあってはならないことですが、教員と学生との間、職員と学生との間、上級生（院生）と下級生との間等には教える側と教えられる側といういわば上下関係または力関係があることにより、セクシュアル・ハラスメント問題が発生する恐れがあります。

学生は、自らがセクシュアル・ハラスメントの被害にあわない、引き起こさないという問題意識を常に持ち続けることが、社会人となって仕事をする上でも、また、21世紀のわが国の男女共同参画社会の実現のためにも重要です。

薬学部では、セクシュアル・ハラスメント問題が発生しない教育環境の中で学生が教育を受けることができるよう人権・教育相談体制を整備し、次のようなセクシュアル・ハラスメントに対するガイドラインを設けました。

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

### 1. 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例) 講義の最中、A教授はいつも卑猥な冗談を言う。女子学生の一人が笑わないでいると、「君には冗談が通じないね。」と一言。彼女は抗議したいが、成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。

言葉によるセクシュアル・ハラスメントとしては、「いかがわしい冗談」の他にも「固定的な性別役割意識に基づく言葉」や「肉体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」などがあります。性的なからかい、冷やかし、中傷などもこれに相当します。

### 2. 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

例) 実験室のB助教は、個別指導の最中にある女子学生の手を握った。学生はショックで動くことができなかつた。それからというもの、実験の最中に彼はじっと彼女を見つめるようになった。彼女が気付くと目配せをする。彼女は悩み続け、ストレスから勉強意欲もなくなってしまった。

この種のハラスメントは軽く判断されがちです。しかし、それを受ける被害者自身にとっては大きな苦痛であり、精神的なストレスになる場合があります。

### 3. 行動によるセクシュアル・ハラスメント

例) 卒業指導の最中に、ゼミのC教授はある女子学生をデートに誘った。彼女が誘いを断ると、「指導する気がなくなった。あなたは本当に卒業したいのですか。」と含みのある言葉を返した。彼女は卒業ができなくなるかもしれないという予期せぬ事態に狼狽した。

例) D教授は、コンパの席ではいつも女子学生を自分の隣に座らせ、酒の酌をさせている。女子学生は、D教授の機嫌を損ねないように笑顔で受け答えをしているが、心の中では激しい嫌悪感を感じている。

例) EとFは同じ研究室の大学院生である。EはFに交際を申し込んだが断られた。しかしEは諦めない。Fに毎晩電話をし性的な言葉を投げかける。留守電に性的な意味を含んだメッセージを入れる。最近ではFの後をつけ回し始め、Fはすっかりおびえてしまっている。

ここに挙げた例以外にもいろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。

## 2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために

アカデミック・ハラスメントも重大な人権侵害です。それは就学の場で「指導」、「教育」または「研究」の名を借りて、嫌がらせや差別をしたり、人格を傷つけることです。例えば、

- \* 相手によって差別したり、必要以上に厳しく指導したりする。
- \* 「おまえはやっぱりダメだ」と全てを否定する言い方を繰り返す。
- \* 指導の際に「大学をやめろ」とか、「卒業させない」と言う。
- \* 女性に対して差別的言動や処遇をしたり、指導を放棄したりする。

セクシュアル・ハラスメントもアカデミック・ハラスメントも、教員と学生の間だけではなく、サークルやゼミの先輩と後輩、同級生同士であっても許されません。

その他に「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害となります。

## 3) キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門（以下、総合相談部門とする）が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員（総合相談員、学内カウンセラー、法律アドバイザー）また、学外カウンセラーが対応しています。薬学部からは2名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者（インターカー）が常駐しています。相談のある学生は、まず受付担当者（インターカー）に相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じた最適の相談員を紹介してもらえます。

### キャンパスライフ健康支援センター

常三島総合相談部門：教養教育棟5号館1F  
蔵本総合相談部門：蔵本会館2F（83頁参照） } （電話：656-7637） 平日8：30～17：15

(e-mail：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp)

薬学部の相談員：阿部真治教授、佐藤智恵美助教

## 4) 意見箱の設置

スタジオプラザ横の廊下に意見箱を設置しています。学生の皆様のご意見、ご要望をお寄せください。

## 第 4 章

# 薬学部構内における交通規制

# 徳島大学蔵本地区における駐車について

下記により、駐車「パスカード」及び「ステッカー」の登録・更新を行います。

## 1. 薬学部学生・大学院生について

(1) 薬学部では、学部学生の1～3年次には自動車での通学は認めていません。

学部学生定員による薬学部への割当人数が少ないため、薬学部学生用割当人数を4～6年に集中配分しています。

許可の対象になるのは4年次以降で、通学距離が片道5 km以上の者です。しかし、割当人数以内で許可しますので、希望者多数の場合は必要性の高い者から許可します。

(2) 大学院生については、通学距離が5 km以上の者には許可しています。

## 2. 駐車登録・更新対象者

(1) 職員（通勤距離が片道5 km以上の者で、通勤方法を自動車で申請している者）

(2) 学生・大学院生（職員に準じる。ただし、指導教員の認証印が必要）

(3) 派遣職員・請負業者等（職員に準じる。）

(4) 工事・調達関係業者（職員に準じる。）

\*登録基準（5 km等）に満たない者で、特に必要がある者は、登録申請書に蔵本地区駐車場委員会委員長宛の詳細な理由書（様式任意、身体・健康上の理由の場合は診断書添付）を添付して申請してください。

\*なお、「夜間・土日祝日用、夜勤用パスカード」については、通勤距離が5 km未満の方のみ申請できます。

## 3. 登録申請手続き

(1) 申請手続き

所定の登録申請書に必要事項を正確に記入の上、担当係長印欄に指導教員に押印をしてもらい、担当係長（学務係）へ持参、担当係長印を押印の上、厚仁会駐車整理部へ登録料を添えて提出してください。申請用紙は駐車整理部でもらってください。

(2) 申請受付期間

例年、3月下旬から4月中旬

旧パスカードは、4月中旬には使用できなくなります。

(3) 駐車登録料

ア 職員	年額 18,000円
イ 学生・大学院生	年額 9,000円
ウ 派遣職員・請負業者等	年額 18,000円
エ 調達・工事関係業者	年額 36,000円

オ 夜勤・準夜用 年額 2,500円

カ 夜間・土日祝用 年額 2,500円

(4) 登録料の支払方法

ア 原則として、年度末の3月31日までの年額を一括してお支払いいただきます。

イ 年度期間中でパスカードが必要でなくなった場合は、その残余月数に応じて、払い戻しを行います。(ただし、日割り計算はいたしません。)

なお、払い戻しの際には、「パスカード」「ステッカー」を必ず返却ください。

ウ 「夜勤・夜間・土日祝用パスカード」については、登録料の払い戻しはいたしません。

(5) 新しいパスカード及びステッカーは、駐車登録申請後4～5日以内に、駐車整理部で受け取ってください。(旧パスカード及びステッカーと引換に)

#### 4. その他注意事項

- (1) 申請に当たっては、車両登録番号、部局、所属、職名等に記入漏れのないように注意してください。記載漏れがある場合は、受付されないことがあります。
- (2) 通勤通学距離、通勤手当申請の通勤方法、住所等の欄に、故意に虚偽の記載をして申請した場合又は、それらに変更があった結果、登録基準を満たさなくなったにもかかわらず届けなかった場合は、パスカード登録が取り消されます。この場合、登録料金は返還されません。
- (3) 午後1時以降に患者駐車場を使用することは差し支えありません。ただしP1駐車場に限る(79頁参照)。

## 薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について

平成17年3月22日開催の薬学部教授会の決定に基づき、次のとおり駐輪場所設置及び駐輪違反に対する措置の実施を行います。

### 1. 駐輪場所 (35頁 薬学部建物配置図参照)

薬学部建物西側駐輪場及び西側フェンス側駐輪場

### 2. 駐輪禁止区域 (35頁 薬学部建物配置図参照)

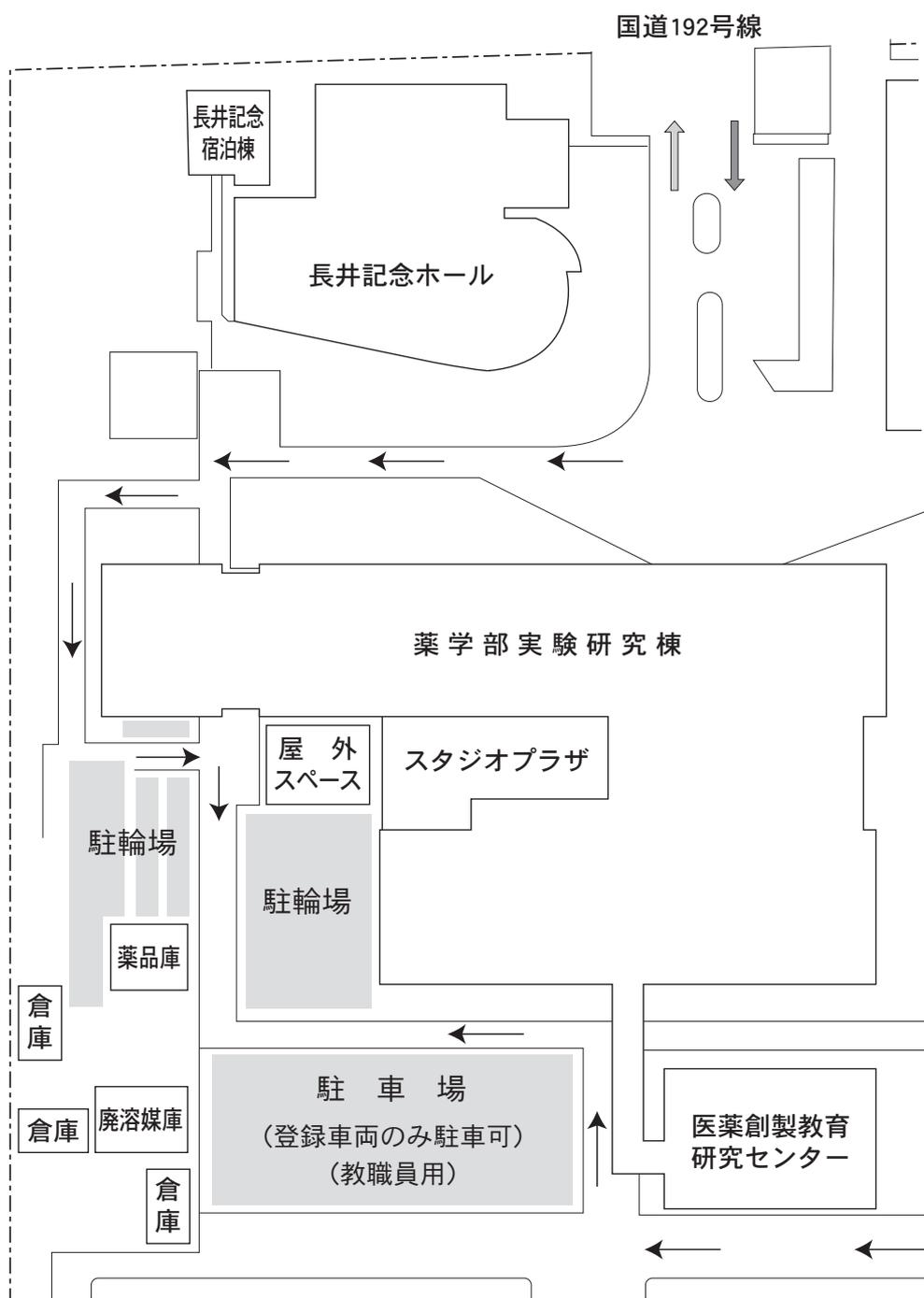
薬学部実験研究棟と医薬創製教育研究センターの間、医薬創製教育研究センター南側スタジオプラザ西側屋外スペース、薬学部玄関前(建物東側)、薬学部建物北側、医薬創製教育研究センター玄関前等の駐輪場所以外の区域

### 3. 駐輪違反の自転車等に対する措置

違反自転車等にカギ付きワイヤーを取り付ける。

違反自転車等の持ち主は、学務係へ学生証持参の上解錠を申し出る。  
強制的に所定の場所に移動することがある。

## 薬学部建物配置図



# 第 5 章

## 關係諸規則等

# 徳島大学学則

昭和33年7月11日

規則第9号制定

## 目次

### 第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 組織（第2条—第9条）

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等（第10条—第12条の3）

### 第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等（第13条—第15条）

第2節 学年、学期及び休業日（第16条—第18条）

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍（第19条—第28条）

第4節 教育課程及び履修方法（第29条—第34条の8）

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状（第35条—第37条の2）

第6節 検定料、入学料及び授業料（第38条—第45条）

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等（第45条の2—第49条）

第8節 公開講座（第50条・第50条の2）

第9節 賞罰（第51条・第52条）

第10節 寄宿舍及び厚生保健施設（第53条）

## 附則

### 第1章 総則

第1節 目的

（目的）

**第1条** 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

第2節 組織

（学部、学科及び講座等）

**第2条** 本学に次の学部及び学科を置く。

総合科学部

社会総合科学科

医学部

医学科

医科栄養学科

保健学科

歯学部

歯学科

口腔保健学科

薬学部

薬学科

理工学部

理工学科

生物資源産業学部

生物資源産業学科

2 前項の学科に講座を置き、必要な事項は別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(大学院)

**第3条** 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

創成科学研究科

医学研究科

口腔科学研究科

薬学研究科

医科栄養学研究科

保健科学研究科

3 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部

医歯薬学研究部

4 大学院について必要な事項は、別に定める。

(教養教育院)

**第3条の2** 本学に、本学、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

**第3条の3** 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(ポストLEDフォトニクス研究所)

**第3条の4** 本学に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLEDフォトニクス研究所を置く。

2 ポストLEDフォトニクス研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

**第4条** 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

人と地域共創センター

情報センター

放射線総合センター

高等教育研究センター

環境防災研究センター

研究支援・産官学連携センター

AWA サポートセンター

教職教育センター

先端研究推進センター

デザイン型 AI 教育研究センター

大学産業院

バイオイノベーション研究所

埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産学官連携イノベーション共同推進機構)

**第4条の2** 本学に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

(附属図書館)

**第5条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(病院)

**第5条の2** 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

**第6条** 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり研究科等附属教育研究施設を置く。

研究科等	附属教育研究施設
大学院薬学研究科	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

**第7条** 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

**第7条の2** 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

**第7条の3** 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

**第7条の4** 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

**第7条の5** 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

**第7条の6** 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

**第8条** 本学の職員は、次のとおりとする。

学長

副学長

病院長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

教務職員

技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

**第9条** 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

**第10条** 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

**第10条の2** 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

**第11条** 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

**第12条** 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

**第12条の2** 本学に、次の機構を置く。

教育機構

研究機構

社会貢献機構

経営機構

2 機構について必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

**第12条の3** 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部

医学科 6年

医科栄養学科 4年

保健学科 4年

歯学部

歯学科 6年

口腔保健学科 4年

薬学部 6年

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科の学生にあつては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

3 薬学部の学生にあつては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医学科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154

学 部	学 科	入学定員	第 2 年 次 編入学定員	第 3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	検査技術科学専攻	17		3	74
	小 計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯 学 部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬 学 部	薬学科	80			480
理 工 学 部	理工学科				
	昼間コース	580		35	2,390
	夜間主コース	45			180
	計	625		35	2,570
生 物 資 源 産 業 学 部	生物資源産業学科	100		2	404
合	計	1,304	3	53	5,777

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

## 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

**第16条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

**第17条** 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第18条** 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

### 第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍

#### (入学時期)

**第19条** 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

#### (入学資格)

**第20条** 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

#### (入学の出願)

**第20条の2** 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

#### (入学者選考)

**第21条** 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

#### (入学手続)

**第21条の2** 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

**第21条の3** 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

**第21条の4** 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

3 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者

4 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

5 生物資源産業学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

6 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、当該学部において定める。

7 第20条の2から第21条の3までの規定は、編入学の場合においても準用する。

(再入学)

**第21条の5** 学長は、本学の退学者又は除籍者で、再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することがある。

(補欠入学)

**第22条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者

(再入学等における在学期間等)

**第22条の2** 第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、別に定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、第21条の5及び第22条の入学を許可する場合においても準用する。

(転学部)

**第22条の3** 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部転学部を願い出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則で定める。

(転学科)

**第22条の4** 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則で定める。

(休学)

**第23条** 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科又は薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、それぞれ大学院医学研究科の博士課程又は大学院薬学研究科の博

士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

**第24条** 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通じて4年（医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部学生は6年）を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

**第25条** 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

**第26条** 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

**第27条** 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

**第27条の2** 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

**第28条** 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

(2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者

(3) 第14条に定める在学期間を超えた者

(4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者

(5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

**第29条** 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに

に、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

**第29条の2** 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(連携開設科目)

**第29条の3** 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、前項の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針に沿って開設するものとする。

(単位)

**第30条** 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第30条の4に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(1年間の授業期間)

**第30条の2** 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

**第30条の3** 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

**第30条の4** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

**第31条** 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、徳島大学教養教育履修規則の定めるところ

ろによる。

**第32条** 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

**第33条** 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第34条の2** 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第34条の3** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

**第34条の4** 本学が教育上有益と認めるときは、第34条の2の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。  
(入学前の既修得単位等の認定)

**第34条の5** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位（第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。  
(長期にわたる教育課程の履修)

**第34条の6** 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

**第34条の7** 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(組織的な研修等)

**第34条の8** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

**第35条** 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

- 2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の4第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 3 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

**第35条の2** 前条第1項の規定にかかわらず、本学の学生（医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部）に在学する者を除く。）で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、各学部規則で定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、その卒業を認定することができる。

- 2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

**第36条** 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は第35条第1項及び前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

（学位の授与）

**第37条** 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教員の免許状）

**第37条の2** 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

#### 第6節 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料）

**第38条** 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（授業料の納付）

**第39条** 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

**第40条** 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

- (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

- (2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

**第40条の2** 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

**第41条** 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

**第41条の2** 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

**第42条** 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

- 2 休学が授業料の納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

**第43条** 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

**第44条** 第40条及び第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(停学者の授業料)

**第45条** 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等

(特別聴講学生)

**第45条の2** 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

**第46条** 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第47条** 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

**第48条** 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生等)

**第49条** 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

3 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。

4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

**第50条** 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

(高大連携公開講座)

**第50条の2** 本学に高等学校等と連携して行う公開講座（以下「高大連携公開講座」という。）を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

**第51条** 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舍及び厚生保健施設

(寄宿舍及び厚生保健施設)

**第53条** 本学に寄宿舍及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舍及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この改正学則は、昭和33年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この学則施行の際、現に学芸学部2年課程に在学する学生については、なお従前の例による。

(略)

附 則 (令和3年2月17日規則第47号改正)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第2条に定める薬学部創製薬科学科は、改正後の同条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在学する学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該学科に在学する学生については、なお従前の例による。

3 第15条の表に掲げる薬学部薬学科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度から令和8年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
薬学部	薬学科	280	320	360
合 計		5,663	5,649	5,635

学 部	学 科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
薬学部	薬学科	400	440	480
合 計		5,621	5,647	5,673

- 4 令和 2 年度以前に薬学部に入学者は、改正後の第23条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則 (令和 6 年 2 月 20 日規則第49号改正)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和11年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	112	680	100	666	100	652
	計	286	1,408	274	1,394	274	1,380
合 計		1,316	5,719	1,304	5,775	1,304	5,829

学部	学科	令和 9 年度		令和10年度		令和11年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	638	100	624	100	612
	計	274	1,366	274	1,352	274	1,340
合 計		1,304	5,815	1,304	5,801	1,304	5,789

- 3 第15条の表に掲げる生物資源産業学部生物資源産業学科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生物資源産業学部	生物資源産業学科	406	406	404
合 計		5,719	5,775	5,829

- 4 令和 5 年度以前に生物資源産業学部生物資源産業学科に編入学した者については、改正後の第21条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 徳島大学薬学部規則

昭和36年4月7日

規則第65号制定

## 第1章 総則

(通則)

**第1条** 徳島大学薬学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、徳島大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

**第1条の2** 本学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材を育成することを目的とする。

## 第2章 入学者選考

(入学者選考)

**第2条** 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

(履修コース)

**第2条の2** 本学部は、次の履修コース及び育成プログラムを置く。

創製薬科学研究者育成コース

創製薬科学研究者育成プログラム

先導的薬剤師育成コース

研究型高度医療薬剤師育成プログラム

研究型地域医療薬剤師育成プログラム

(履修コース及び育成プログラムの配属並びに転コース等)

**第2条の3** 本学部の学生は、前条に掲げる履修コースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 先導的薬剤師育成コースの学生は、前条の当該コースに掲げる育成プログラムのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

3 第1項の履修コース及び前項の育成プログラムの配属時期は、第3年次進級時とする。

4 本学部の学生が、転コース及び転育成プログラム(以下「転コース等」という。)を願い出たときは、学部長は、教授会の議を経て許可することがある。

5 本条に定めるもののほか、履修コース及び育成プログラムの配属並びに転コース等については、学部長が別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

**第3条** 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(教養教育科目の履修等)

**第3条の2** 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（平成27年度規則第39号。以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

**第3条の3** 専門教育科目の区分は、学科共通科目及びコース専門科目に区分する。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部には属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

4 前項の規定により履修し、修得した単位は、本学部における修得単位として認定することができる。ただし、卒業するための修得単位としては認めない。

(履修手続)

**第4条** 専門教育科目を履修するためには、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請し、承認を受けるものとする。

**第4条の2** 第3条の3第3項の規定により履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

**第5条** 上級学年に進級するためには、必要と認める授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第5条の2** 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする者及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

**第5条の3** 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が修得した単位又は学則第34条の4の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3の規定に基づき大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位の認定は、当該教育施設等が発行する成績証明書等により行う。

(履修報告書)

**第5条の4** 派遣学生は、履修を終えたときは、速やかに（外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から1月以内）、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

## 第4章 試験及び卒業

(試験)

第6条 成績の考査は、試験による。ただし、実習については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

3 授業時間数の3分の2以上出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(試験の告示)

第6条の2 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第7条 成績は、100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不(59点以下)の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、原則として次期試験期日において追試験を受けることができる。

(再試験)

第9条 試験を受けて合格しなかった者は、原則として次期試験期日において再試験を受けることができる。

(卒業)

第10条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

創製薬科学研究者育成コース

教養教育科目 35単位以上

専門教育科目

必修科目 142単位

選択科目 10単位以上

計 152単位以上

合計 187単位以上

先導的薬剤師育成コース

教養教育科目 35単位以上

専門教育科目

必修科目 141単位

選択科目 10単位以上

計 151単位以上

合計 186単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

## 第5章 転学部並びに再入学及び補欠入学

(転学部)

**第11条** 学則第22条の3の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

**第12条** (削除)

(再入学及び補欠入学)

**第13条** 学則第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、第2年次に入学した者は10年、第3年次に入学した者は8年とする。

(2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

**附 則**

この改正規則は、昭和36年4月7日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

(略)

**附 則** (令和3年2月17日規則第51号改正)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 教養教育科目の履修要件 (創製薬科学研究者育成コース及び先導的薬剤師育成コース共通)

区 分	授 業 科 目	所 要 単 位 数
教 養 科 目 群	歴 史 と 文 化	8 単 位
	人 間 と 生 命	
	生 活 と 社 会	
	自 然 と 技 術	
	ウ ェ ル ネ ス 総 合 演 習	
創 成 科 学 科 目 群	※グ ロ ー バ ル 科 目	2 単 位
	※イ ノ ベ ー シ ョ ン 科 目	
	※地 域 科 学 科 目	
	※医 療 基 盤 科 目	
基 礎 科 目 群	S I H 道 場	1 単 位
	基 礎 数 学	4 単 位
	基 礎 物 理 学	2 単 位
	基 礎 化 学	6 単 位
	基 礎 生 物 学	2 単 位
	情 報 科 学	2 単 位
外 国 語 科 目 群	英 語	4 単 位
	初 修 外 国 語	2 単 位
中欄中の※印の科目		2 単 位
合 計		35 単 位

## 専 門 教 育 科 目 表

### 創製薬科学研究者育成コース

#### 創製薬科学研究者育成プログラム

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
医 療 に お け る 人 間 学	2 単 位	
薬 と 社 会 の 探 訪	1 単 位	
薬 学 英 語 1	1 単 位	
薬 学 英 語 2	1 単 位	
英 語 プ レ ゼ ン 実 践 講 座	1 単 位	
学 術 論 文 作 成 法	1 単 位	
キ ャ リ ア パ ス デ ザ イン 講 義	1 単 位	
物 理 化 学 1	2 単 位	
物 理 化 学 2	2 単 位	
分 析 化 学 1	2 単 位	
分 析 化 学 2	2 単 位	
製 剤 学	2 単 位	
有 機 化 学 1 ( 炭 化 水 素 )	2 単 位	
有 機 化 学 2 ( 求 核 置 換 反 応 )	2 単 位	
有 機 化 学 3 ( 不 飽 和 化 合 物 )	2 単 位	
有 機 化 学 4 ( カ ル ボ ニ ル )	2 単 位	
有 機 化 学 5 ( 生 体 分 子 )	2 単 位	
有 機 機 器 分 析 演 習	2 単 位	
生 薬 学	2 単 位	
天 然 医 薬 資 源 学	2 単 位	
医 薬 品 化 学	2 単 位	
創 薬 実 践 道 場	1 単 位	
細 胞 生 物 学	2 単 位	
解 剖 生 理 学	1 単 位	
微 生 物 学	2 単 位	
遺 伝 子 生 化 学	2 単 位	
タ ン パ ク 質 科 学	2 単 位	
代 謝 生 化 学	2 単 位	
生 体 内 シ グ ナ ル 概 論	2 単 位	
免 疫 と 疾 病	2 単 位	
衛 生 薬 学 1 ( 栄 養 )	2 単 位	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
衛 生 薬 学 2 ( 疾 病 )	2 单 位	
環 境 薬 学	1 单 位	
コ ー D D S 講 義	1 单 位	
基 礎 医 療 薬 学	1 单 位	
薬 理 学	2 单 位	
薬 物 治 療 学 1 ( 循 環 器 )	2 单 位	
薬 物 治 療 学 2 ( 消 化 器 )	1 单 位	
薬 物 治 療 学 3 ( 神 経 )	2 单 位	
薬 物 治 療 学 4 ( 炎 症 )	2 单 位	
薬 物 治 療 学 5 ( が ん )	1 单 位	
薬 物 治 療 学 6 ( 感 染 症 )	1 单 位	
漢 方 薬 学	2 单 位	
医 薬 品 情 報 学	1 单 位	
医 薬 品 情 報 解 析 学	2 单 位	
臨 床 薬 物 動 態 学	2 单 位	
薬 剤 学 1	2 单 位	
薬 剤 学 2	1 单 位	
社 会 薬 学	1 单 位	
地 域 薬 局 学	1 单 位	
応 用 医 療 薬 学	1 单 位	
創 薬 物 理 化 学		2 单 位
有 機 反 応 論		2 单 位
有 機 合 成 論		2 单 位
創 薬 科 学		2 单 位
創 製 薬 科 学 入 門		1 单 位
疾 病 学 1		1 单 位
疾 病 学 2		1 单 位
疾 病 学 3		1 单 位
千 一 〇 医 療 入 門		1 单 位
地 域 医 療 入 門		1 单 位
先 端 臨 床 研 究 入 門		1 单 位
実 習	36 单 位	
分 析 化 学 実 習	( 1 单 位 )	
物 理 化 学 実 習	( 1 单 位 )	
製 剤 学 実 習	( 1 单 位 )	
有 機 化 学 実 習	( 3 单 位 )	
生 薬 学 実 習	( 1 单 位 )	

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
生 物 化 学 実 習	(3単位)	
衛 生 化 学 実 習	(1単位)	
薬 剤 学 実 習	(1単位)	
実 務 実 習 事 前 学 習	(4単位)	
医 療 薬 学 ・ 病 院 実 務 実 習	(10単位)	
医 療 薬 学 ・ 薬 局 実 務 実 習	(10単位)	
研 究 体 験 演 習	1 単位	
演 習 1	1 単位	
卒 業 研 究 1	5 単位	
卒 業 研 究 2	5 単位	
卒 業 研 究 3	5 単位	
卒 業 研 究 4	6 単位	
計	142単位	15単位

注

- 1 講義及び演習は15時間、実習は30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。

先導的薬剤師育成コース

研究型高度医療薬剤師育成プログラム

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
医 療 に お け る 人 間 学	2 単 位	
薬 と 社 会 の 探 訪	1 単 位	
薬 学 英 語 1	1 単 位	
薬 学 英 語 2	1 単 位	
キ ャ リ ア パ ス デ ザ イ ン 講 義	1 単 位	
物 理 化 学 1	2 単 位	
物 理 化 学 2	2 単 位	
分 析 化 学 1	2 単 位	
分 析 化 学 2	2 単 位	
製 剤 学	2 単 位	
有 機 化 学 1 ( 炭 化 水 素 )	2 単 位	
有 機 化 学 2 ( 求 核 置 換 反 応 )	2 単 位	
有 機 化 学 3 ( 不 飽 和 化 合 物 )	2 単 位	
有 機 化 学 4 ( カ ル ボ ニ ル )	2 単 位	
有 機 化 学 5 ( 生 体 分 子 )	2 単 位	
有 機 機 器 分 析 演 習	2 単 位	
生 薬 学	2 単 位	
天 然 医 薬 資 源 学	2 単 位	
医 薬 品 化 学	2 単 位	
細 胞 生 物 学	2 単 位	
解 剖 生 理 学	1 単 位	
微 生 物 学	2 単 位	
遺 伝 子 生 化 学	2 単 位	
タ ン パ ク 質 科 学	2 単 位	
代 謝 生 化 学	2 単 位	
生 体 内 シ グ ナ ル 概 論	2 単 位	
免 疫 と 疾 病	2 単 位	
衛 生 薬 学 1 ( 栄 養 )	2 単 位	
衛 生 薬 学 2 ( 疾 病 )	2 単 位	
環 境 薬 学	1 単 位	
コ ア D D S 講 義	1 単 位	
基 礎 医 療 薬 学	1 単 位	
薬 理 学	2 単 位	
薬 物 治 療 学 1 ( 循 環 器 )	2 単 位	
薬 物 治 療 学 2 ( 消 化 器 )	1 単 位	
薬 物 治 療 学 3 ( 神 経 )	2 単 位	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 物 治 療 学 4 ( 炎 症 )	2 单 位	
薬 物 治 療 学 5 ( が ん )	1 单 位	
薬 物 治 療 学 6 ( 感 染 症 )	1 单 位	
漢 方 薬 学	2 单 位	
医 薬 品 情 報 学	1 单 位	
医 薬 品 情 報 解 析 学	2 单 位	
臨 床 薬 物 動 態 学	2 单 位	
薬 剤 学 1	2 单 位	
薬 剤 学 2	1 单 位	
社 会 薬 学	1 单 位	
地 域 薬 局 学	1 单 位	
応 用 医 療 薬 学	1 单 位	
創 薬 物 理 化 学		2 单 位
有 機 反 応 論		2 单 位
有 機 合 成 論		2 单 位
創 薬 科 学		2 单 位
創 製 薬 科 学 入 門		1 单 位
疾 病 学 1		1 单 位
疾 病 学 2		1 单 位
疾 病 学 3		1 单 位
千 一 〇 医 療 入 門		1 单 位
地 域 医 療 入 門		1 单 位
先 端 臨 床 研 究 入 門		1 单 位
実 習	36 单 位	
分 析 化 学 実 習	( 1 单 位 )	
物 理 化 学 実 習	( 1 单 位 )	
製 剤 学 実 習	( 1 单 位 )	
有 機 化 学 実 習	( 3 单 位 )	
生 薬 学 実 習	( 1 单 位 )	
生 物 化 学 実 習	( 3 单 位 )	
衛 生 化 学 実 習	( 1 单 位 )	
薬 剤 学 実 習	( 1 单 位 )	
実 務 実 習 事 前 学 習	( 4 单 位 )	
医 療 薬 学 ・ 病 院 実 務 実 習	( 10 单 位 )	
医 療 薬 学 ・ 薬 局 実 務 実 習	( 10 单 位 )	
研 究 体 験 演 習	1 单 位	
演 習 1	1 单 位	

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 物 療 法 マ ネ ジ メ ン ト 入 門	1 単 位	
高 度 医 療 ア ド バ ン ス ト 演 習	1 単 位	
卒 業 研 究 1	5 単 位	
卒 業 研 究 2	5 単 位	
卒 業 研 究 3	5 単 位	
卒 業 研 究 4	6 単 位	
計	141 単 位	15 単 位

注

- 1 講義及び演習は15時間、実習は30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。

先導的薬剤師育成コース

研究型地域医療薬剤師育成プログラム

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
医 療 に お け る 人 間 学	2 単 位	
薬 と 社 会 の 探 訪	1 単 位	
薬 学 英 語 1	1 単 位	
薬 学 英 語 2	1 単 位	
キ ャ リ ア パ ス デ ザ イン 講 義	1 単 位	
物 理 化 学 1	2 単 位	
物 理 化 学 2	2 単 位	
分 析 化 学 1	2 単 位	
分 析 化 学 2	2 単 位	
製 剤 学	2 単 位	
有 機 化 学 1 ( 炭 化 水 素 )	2 単 位	
有 機 化 学 2 ( 求 核 置 換 反 応 )	2 単 位	
有 機 化 学 3 ( 不 飽 和 化 合 物 )	2 単 位	
有 機 化 学 4 ( カ ル ボ ニ ル )	2 単 位	
有 機 化 学 5 ( 生 体 分 子 )	2 単 位	
有 機 機 器 分 析 演 習	2 単 位	
生 薬 学	2 単 位	
天 然 医 薬 資 源 学	2 単 位	
医 薬 品 化 学	2 単 位	
細 胞 生 物 学	2 単 位	
解 剖 生 理 学	1 単 位	
微 生 物 学	2 単 位	
遺 伝 子 生 化 学	2 単 位	
タ ン パ ク 質 科 学	2 単 位	
代 謝 生 化 学	2 単 位	
生 体 内 シ グ ナ ル 概 論	2 単 位	
免 疫 と 疾 病	2 単 位	
衛 生 薬 学 1 ( 栄 養 )	2 単 位	
衛 生 薬 学 2 ( 疾 病 )	2 単 位	
環 境 薬 学	1 単 位	
コ ア D D S 講 義	1 単 位	
基 礎 医 療 薬 学	1 単 位	
薬 理 学	2 単 位	
薬 物 治 療 学 1 ( 循 環 器 )	2 単 位	
薬 物 治 療 学 2 ( 消 化 器 )	1 単 位	
薬 物 治 療 学 3 ( 神 経 )	2 単 位	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 物 治 療 学 4 ( 炎 症 )	2 単 位	
薬 物 治 療 学 5 ( が ん )	1 単 位	
薬 物 治 療 学 6 ( 感 染 症 )	1 単 位	
漢 方 薬 学	2 単 位	
医 薬 品 情 報 学	1 単 位	
医 薬 品 情 報 解 析 学	2 単 位	
臨 床 薬 物 動 態 学	2 単 位	
薬 剤 学 1	2 単 位	
薬 剤 学 2	1 単 位	
社 会 薬 学	1 単 位	
地 域 薬 局 学	1 単 位	
応 用 医 療 薬 学	1 単 位	
創 薬 物 理 化 学		2 単 位
有 機 反 応 論		2 単 位
有 機 合 成 論		2 単 位
創 薬 科 学		2 単 位
創 製 薬 科 学 入 門		1 単 位
疾 病 学 1		1 単 位
疾 病 学 2		1 単 位
疾 病 学 3		1 単 位
千 一 ム 医 療 入 門		1 単 位
地 域 医 療 入 門		1 単 位
先 端 臨 床 研 究 入 門		1 単 位
実 習	36 単 位	
分 析 化 学 実 習	( 1 単 位 )	
物 理 化 学 実 習	( 1 単 位 )	
製 剤 学 実 習	( 1 単 位 )	
有 機 化 学 実 習	( 3 単 位 )	
生 薬 学 実 習	( 1 単 位 )	
生 物 化 学 実 習	( 3 単 位 )	
衛 生 化 学 実 習	( 1 単 位 )	
薬 剤 学 実 習	( 1 単 位 )	
実 務 実 習 事 前 学 習	( 4 単 位 )	
医 療 薬 学 ・ 病 院 実 務 実 習	( 10 単 位 )	
医 療 薬 学 ・ 薬 局 実 務 実 習	( 10 単 位 )	
研 究 体 験 演 習	1 単 位	
演 習 1	1 単 位	

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 物 療 法 マ ネ ジ メ ン ト 入 門	1 単 位	
地 域 医 療 ア ド バ ン ス ト 演 習	1 単 位	
卒 業 研 究 1	5 単 位	
卒 業 研 究 2	5 単 位	
卒 業 研 究 3	5 単 位	
卒 業 研 究 4	6 単 位	
計	141 単 位	15 単 位

注

- 1 講義及び演習は15時間、実習は30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。

# 徳島大学教養教育履修規則

平成28年2月16日

規則第39号制定

(趣旨)

**第1条** この規則は、徳島大学学則(以下「学則」という。)第31条の規定に基づき、教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

**第2条** 教養教育として開設する授業科目の区分は、教養科目群、創成科学科目群、基礎科目群及び外国語科目群とする。

(開設授業科目)

**第3条** 前条の各区分で開設する授業科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教養科目群

歴史と文化、人間と生命、生活と社会、自然と技術、ウェルネス総合演習

(2) 創成科学科目群

グローバル科目、イノベーション科目、地域科学科目、医療基盤科目

(3) 基礎科目群

S I H道場、高大接続科目、基礎数学、基礎物理学、基礎物理学実験、基礎化学、基礎化学実験、基礎生物学、基礎生物学実験、情報科学

(4) 外国語科目群

英語、初修外国語

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対しては、日本事情及び日本語を置く。

3 授業科目に授業題目を設ける。

4 授業題目、授業概要等の授業計画等については、別に定める。

(単位の基準等)

**第4条** 前条の授業科目の単位数は、次の各号に定めるところにより計算する。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修要件)

**第5条** 教養教育として履修する授業科目、単位数等の履修要件は、徳島大学教養教育専門委員会(以下「専門委員会」という。)における協議・調整を経て、各学部において定めるものとする。

(外国人留学生の履修の特例)

**第6条** 外国人留学生が、日本事情及び日本語の単位を修得したときの取扱いは、別に定める。

(履修手続)

**第7条** 学生は、学期の初めに第3条第4項に規定する授業計画から履修しようとする授業題目を選択して、別に定めるところにより履修の届出をしなければならない。

(授業科目の成績評価及び単位の認定)

**第8条** 授業科目の成績の評価は、試験、学習報告、学習状況等によって担当教員が行うものとし、合格者に対しては、学生が所属する学部の教授会の議を経て、当該学部長が単位を認定する。

(試験)

**第9条** 試験は、原則として学期末に行う。ただし、演習、実験及び実習については、試験を行わないことがある。

2 試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

(成績評価等)

**第10条** 成績は、100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不(59点以下)の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

**第11条** 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

2 試験を受けて合格しなかった者に対しては、再試験を行うことがある。

(既修得単位等の認定)

**第12条** 学則第34条の5の規定による入学前の既修得単位の教養教育に関する単位としての認定は、専門委員会の予備審査に基づき、各学部教授会の議を経て、各学部長が行う。

(留学及び他の大学又は短期大学において修得した単位の認定等)

**第13条** 学則第27条の2の規定により外国の大学又は短期大学に留学を許可された者及び第34条の2の規定により他の大学又は短期大学の授業科目の履修を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位の教養教育に関する単位としての認定は、前条第1項の規定を準用する。

2 学則第34条の3の規定による大学以外の教育施設等における学修の教養教育に関する単位としての認定は、前条第1項の規定を準用する。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、教養教育の実施に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 徳島大学全学共通教育履修規則（平成5年規則第1100号）は廃止する。
- 3 平成28年3月31日に本学に在学する学生、平成28年度に歯学部歯学科の2年次に編入学する者並びに平成28年度及び平成29年度に医学部保健学科及び工学部各学科の3年次に編入学する者の全学共通教育科目の履修については、なお従前の例による。この場合において、履修する授業科目が教養教育院の開設する授業科目に掲げられているときは、当該授業科目の履修をもって全学共通教育科目の履修に代えることができるものとし、履修については各学部で定める。
- 4 前項前段の場合において、廃止前の徳島大学全学共通教育科目履修規則第12条及び第13条の規定に基づき行う単位の認定において必要な予備審査は、教養教育院教授会が行うものとする。

## 附 則（令和2年4月1日規則第33号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度に歯学部歯学科及び生物資源産業学部生物資源産業学科の2年次に編入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和元年度に医学部保健学科及び理工学部理工学科の3年次に編入学した者並びに令和2年度に医学部保健学科及び理工学部理工学科の3年次に編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者並びに令和3年度に歯学部歯学科及び生物資源産業学部生物資源産業学科の2年次に編入学する者並びに令和3年度及び令和4年度に医学部保健学科及び理工学部理工学科の3年次に編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、令和3年11月17日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

令和2年2月21日

学 長 制 定

(趣旨)

**第1条** この要項は、徳島大学学生懲戒規則第17条第2項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

**第2条** 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 試験における不正行為

- イ カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。
- ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。
- ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。
- ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。
- ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。
- ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

(2) レポート、小テスト等における不正行為

- イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。
- ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

(不正行為の未然防止)

**第3条** 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

**第4条** 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の

所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

**第5条** 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

**第6条** 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

**第7条** この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和2年2月21日から実施する。

# 徳島大学薬学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関して申し立てがあった場合について、次の方法により措置する。

## 1 授業担当教員及び学務係による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、授業担当教員又は学務係に申し出る。学生から学務係に申し出があった場合、学務係は授業担当教員に報告し、確認を依頼する。授業担当教員は、学生の提出した資料、学務係へ提出した成績資料、学生の成績簿の確認を行い、成績の訂正等がある場合は学務係へ成績記入用紙（追加・訂正）（以下別紙様式）をもって報告する。学務係は、授業担当教員の報告に基づいて、成績データを確認し、成績の訂正等の措置の記録を別紙様式に記載して残すこととする。

## 2 教務委員会による決定

成績評価等の疑義に関する問題が授業担当教員との協議では解消しない場合は、教務委員会が相談と調停を行う。教務委員会は、授業担当教員と学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経緯記録とともに別紙様式をもって学務係へ報告することとする。

## 3 上記の措置において、問題等が生じた場合は、学部長と協議することとする。

### 附 則

この申合せは、平成28年9月8日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成31年2月7日から実施する。

# 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。（以下「特別警報」という。））が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長（教養教育にあつては教養教育院長）、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 第1項から第4項までの措置により、授業が休講とならなかった場合でも、居住地域や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表または発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないように取り扱うものとする。
- 7 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

## 附 則

この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

(略)

## 附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

## 附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

## 附 則

この申合せは、令和5年12月20日から実施する。

# 付 録

## 薬学部の学科・講座・配置

### 薬学科

#### 臨床薬学講座

医薬品病態生化学	山崎 哲男	医学臨床B棟5階中	Tel: 633-7886	内線6275
	片山 将一	医学臨床B棟5階中	Tel: 633-7255	内線6276
医薬品情報学	佐藤 陽一	医学臨床B棟5階西	Tel: 633-7253	内線6290
医薬品機能生化学	土屋浩一郎	医学臨床B棟5階東	Tel: 633-7250	内線6235
	今西 正樹	医学臨床B棟5階東	Tel: 633-7252	内線6237

#### 生命医療薬学講座

薬剤学	石田 竜弘	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7260	内線6226
	安藤 英紀	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7259	内線6225
薬物治療学	金沢 貴憲	薬学部実験研究棟2階中	Tel: 633-7466	内線6283
神経病態解析学	笠原 二郎	薬学部実験研究棟5階西	Tel: 633-7278	内線6256

#### 医薬品探索学講座

生薬学	田中 直伸	薬学部実験研究棟5階東	Tel: 633-7275	内線6205
生命薬理学	藤野 裕道	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-7263	内線6230
	福島 圭穂	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-9528	内線9528

#### 医薬資源学講座 (医薬創製教育研究センター)

有機合成薬学	難波 康祐	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel: 633-7293	内線6300
	Karanjit Sangita	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel: 633-7294	内線6312
	佐藤 亮太	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel: 633-9538	内線9538
生物有機化学	南川 典昭	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-7288	内線6320
	田良島典子	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-9539	内線9539

#### 総合薬学講座

臨床薬学実務教育学	阿部 真治	薬学部実験研究棟3階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217
	佐藤智恵美	薬学部実験研究棟3階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217

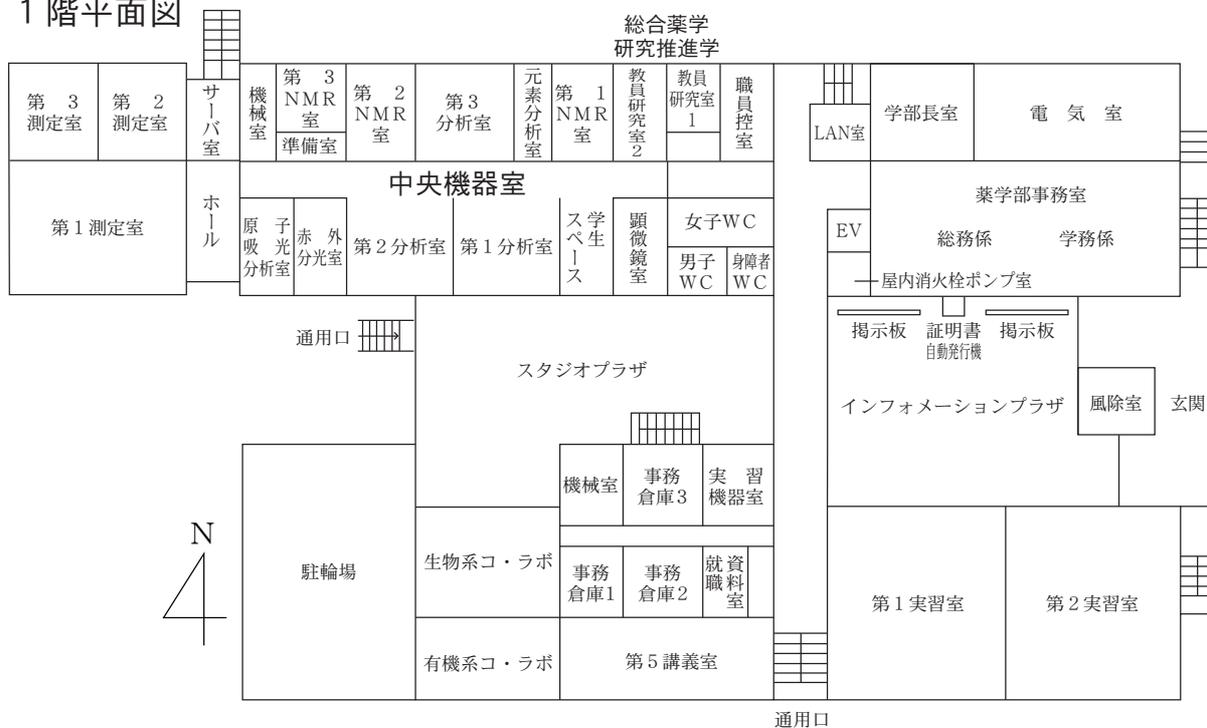
	川田 敬	薬学部実験研究棟 3 階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217
	山本 高成	薬学部実験研究棟 3 階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217
総合薬学研究推進学	大井 高	薬学部実験研究棟 1 階中	Tel: 633-7289	内線6322
連携講座				
生物薬品化学	篠原 康雄	先端酵素学研究所A棟 5 階	Tel: 633-9145	内線9145
臨床薬剤学	石澤 啓介	徳島大学病院薬剤部	Tel: 633-7212	内線3365
	合田 光寛	徳島大学病院薬剤部	Tel: 633-7471	内線3392
臨床病態学	井崎ゆみ子	キャンパスライフ健康支援センター(常三島キャンパス)	Tel: 656-7314	内線7314
創薬学講座				
分子創薬化学	佐野 茂樹	薬学部実験研究棟 6 階東	Tel: 633-7273	内線6202
	中尾 允泰	薬学部実験研究棟 6 階東	Tel: 633-7272	内線6201
薬品製造化学	山田 健一	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel: 633-7281	内線6250
	猪熊 翼	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel: 633-9532	内線9532
創薬理論化学	立川 正憲	薬学部実験研究棟 4 階西	Tel: 633-7257	内線6210
	稲垣 舞	薬学部実験研究棟 4 階西	Tel: 633-9527	内線9527
機能分子合成薬学	大高 章	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel: 633-7283	内線6265
	傳田 将也	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel: 633-9534	内線9534
衛生薬学	小暮健太郎	薬学部実験研究棟 5 階中	Tel: 633-7248	内線6220
	山崎 尚志	薬学部実験研究棟 5 階中	Tel: 633-9516	内線9516
製薬学講座				
分析科学	田中 秀治	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel: 633-7285	内線6280
	竹内 政樹	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel: 633-7286	内線6281



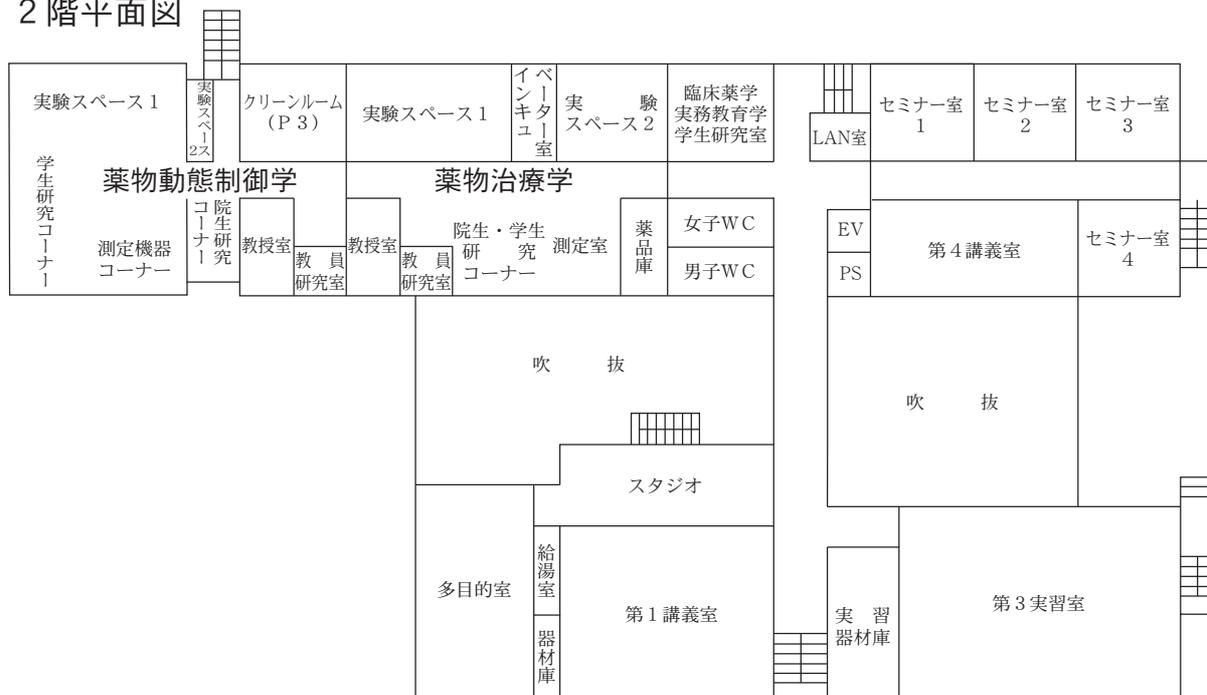
# 薬学部建物平面図

## 薬学部実験研究棟

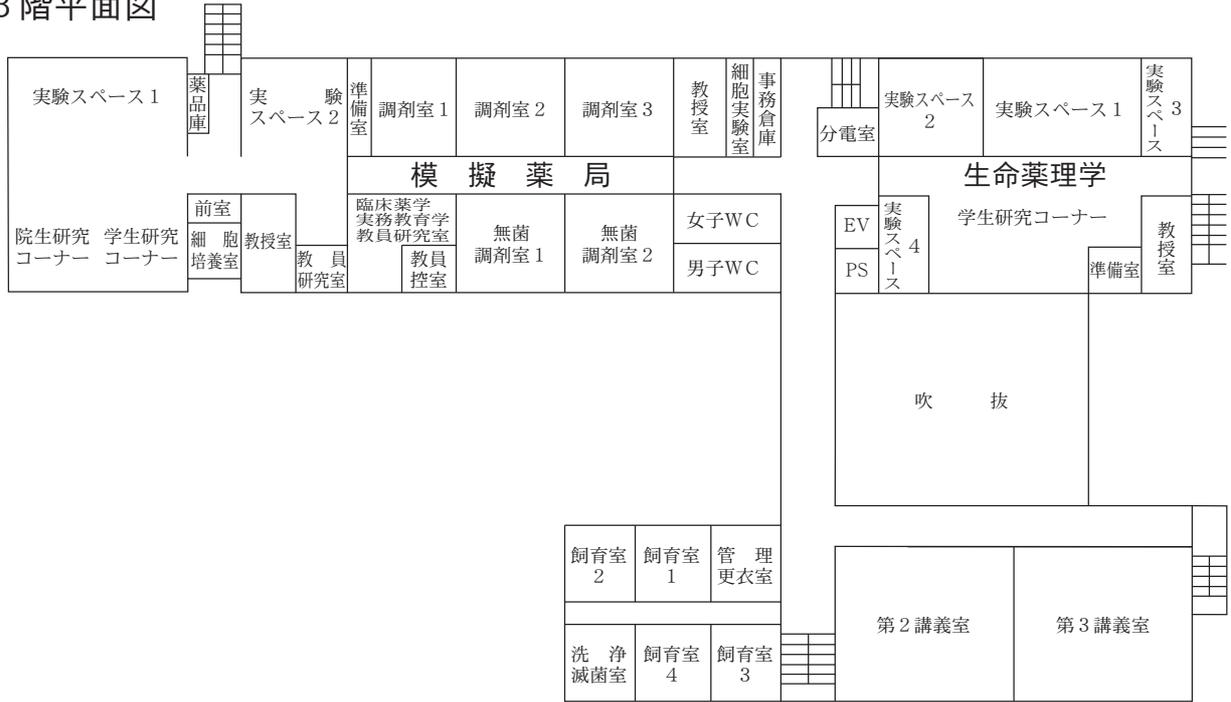
### 1階平面図



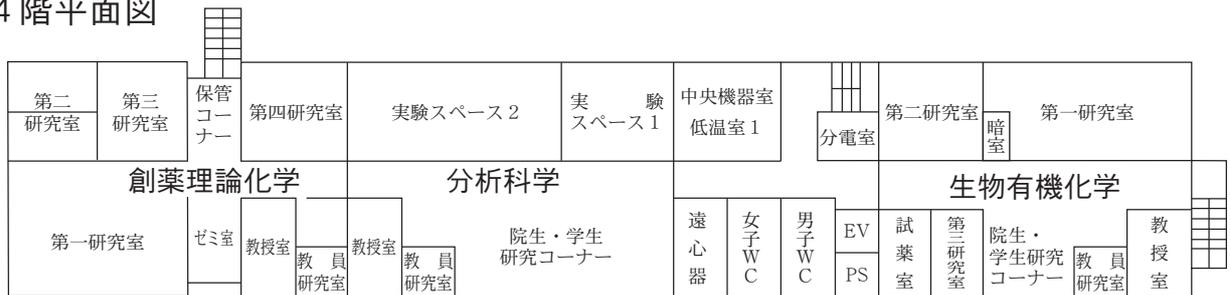
### 2階平面図



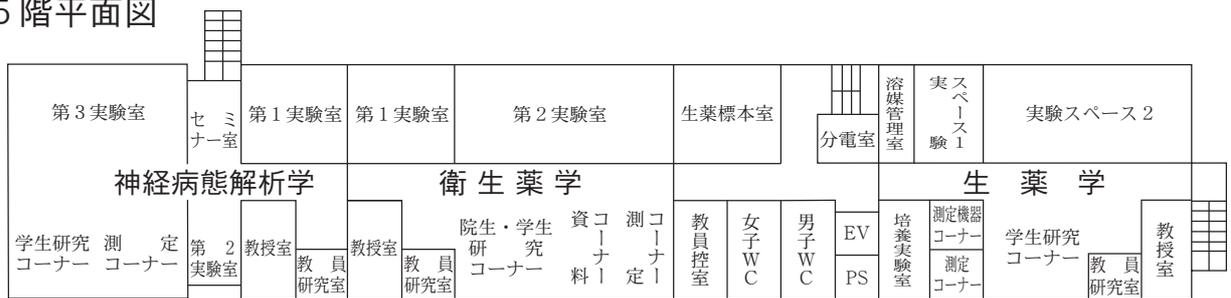
### 3階平面図



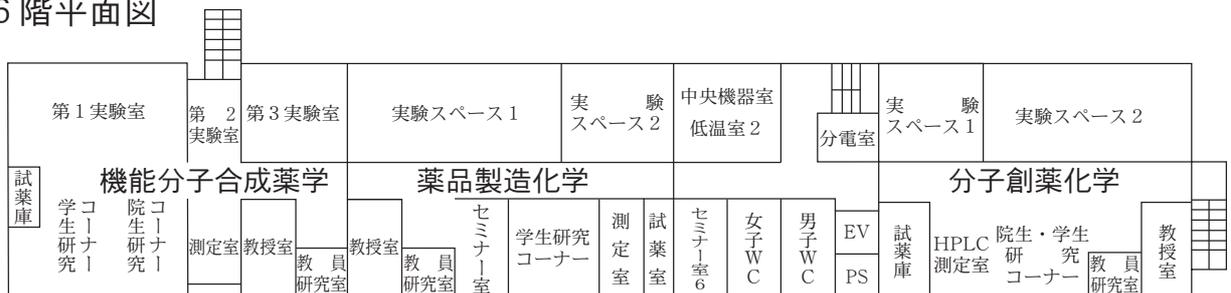
### 4階平面図



### 5階平面図

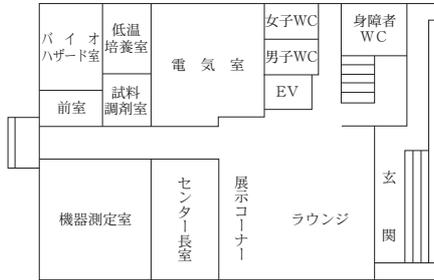


### 6階平面図

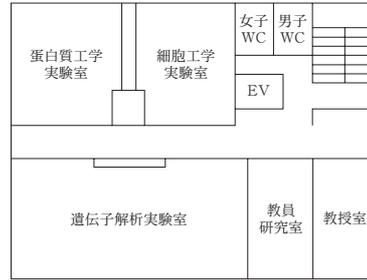


# 医薬創製教育研究センター

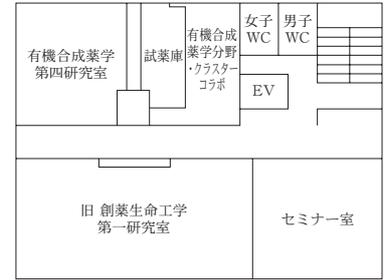
1階平面図



2階平面図

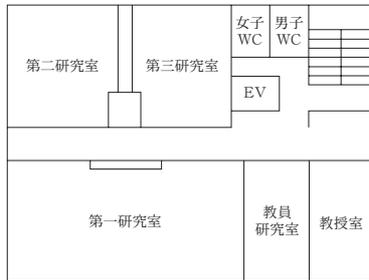


3階平面図



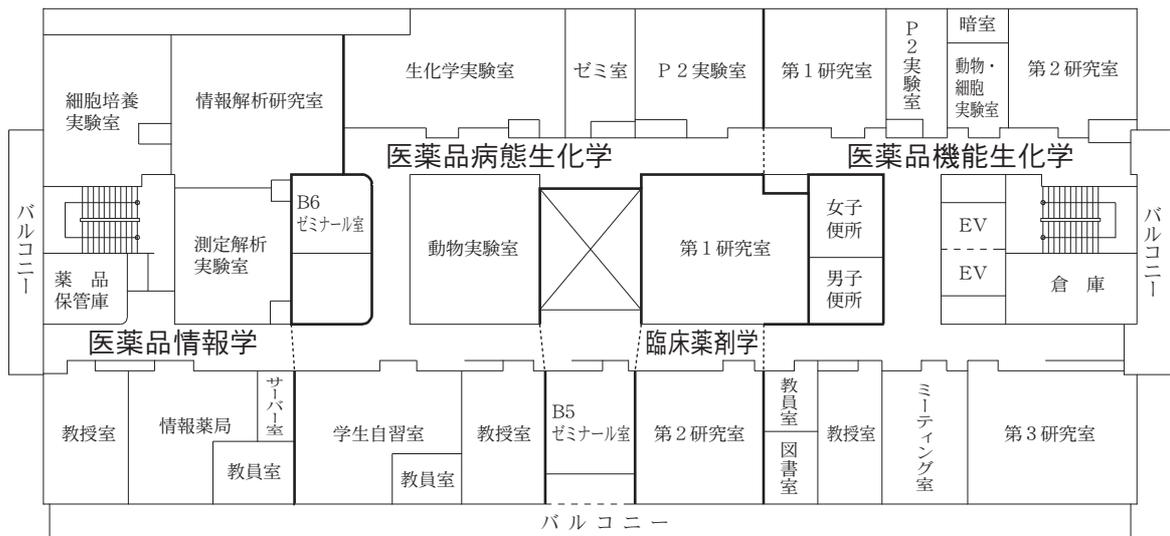
4階平面図

(有機合成薬学分野)

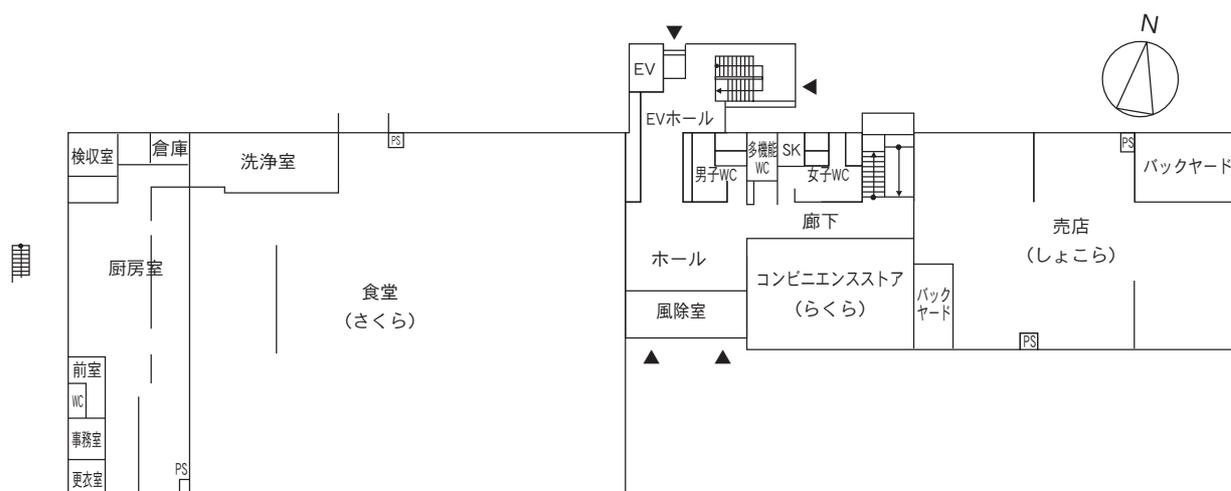


# 医学臨床B棟

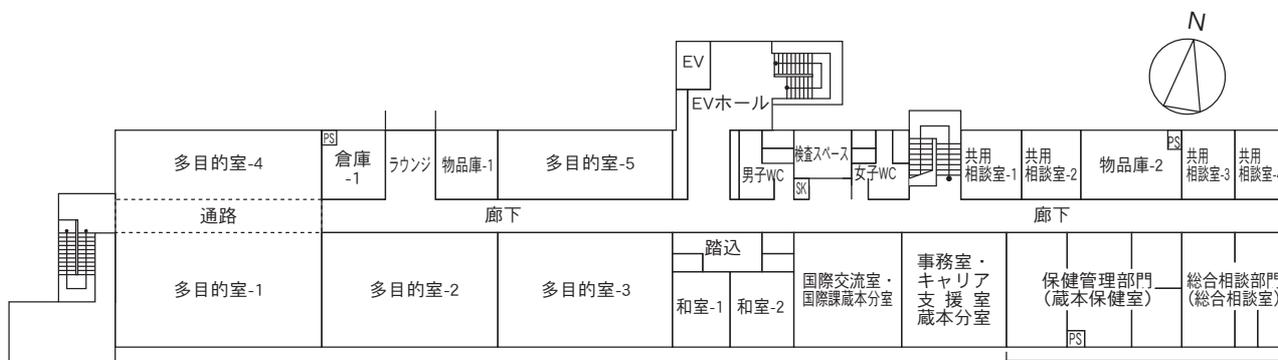
5階平面図



# 蔵本会館平面図



1 階



2 階

キャンパスライフ  
健康支援センター

## 蔵本会館の施設の内容

・ 共用相談室 1～4	学生、教職員が相談し、会合する室	2 階
・ 課外活動施設		
多目的室 1～4	集会・会議・講演会・映画会等を行う室	2 階
和室	主として和室を必要とするサークルの活動の場として使用する室	2 階
物品庫 1・2	課外活動用品を保管する室	2 階
事務室	職員が執務し、各室の使用手続、用具の貸出しを行う	2 階
・ 福利施設		
食堂 (さくら)	学生、教職員に対する食事の提供	1 階
コンビニエンスストア (らくら)	学生、教職員に対するお弁当・ドリンク等提供	1 階
売店 (しょこら)	学生、教職員に対する生活必需品・文具・書籍の販売	1 階
・ 保健施設		
キャンパスライフ健康支援センター		
保健管理部門 (蔵本保健室)	医師・看護師が健康相談、応急処置、健康チェックを行う室	2 階
総合相談部門 (総合相談室)	学生、職員の悩みや相談に対応する室	2 階
・ 国際交流室・国際課蔵本分室	留学生の支援、学生の海外留学支援を行う室	2 階
・ キャリア支援室蔵本分室	学生の就職支援をする室	2 階

# 位置図



- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>① 新蔵地区<br/>事務局</p> <p>② 常三島地区<br/>学務部<br/>大学院創成科学研究科<br/>総合科学部<br/>理工学部<br/>生物資源産業学部<br/>教養教育院<br/>ポストLEDフォトンクス研究所<br/>附属図書館<br/>人と地域共創センター<br/>情報センター<br/>国際センター<br/>高等教育研究センター<br/>キャンパスライフ健康支援センター</p> | <p>③ 蔵本地区<br/>医学部<br/>大学院医学研究科<br/>大学院医科栄養学研究科<br/>大学院保健科学研究科<br/>歯学部<br/>大学院口腔科学研究科<br/>薬学部<br/>大学院薬学研究科<br/>徳島大学病院<br/>先端酵素学研究所<br/>附属図書館蔵本分館<br/>放射線総合センター</p> | <p>④～⑥ その他の地区</p> <p>④ 総合運動場</p> <p>⑤ 女子寄宿舍<br/>(友朋寮)</p> <p>⑥ 学生寄宿舍<br/>(農鐘寮・藍香寮)</p> |
|--|---|--|



#### 徳島大学薬学部ロゴマーク

ロゴに用いられる色にはこのような意味があります。薬学部の建物に使用されている色はこのロゴをテーマにしています。

- 青** 古くより徳島の産業を支えてきた藍の色で「徳島」を表しています。また、藍より青くという意味をも込めています。
- 赤** 薬学のもっとも大きなテーマの一つ、「生命」を表しています。
- 緑** 「環境」を表しています。くすりの起源である「薬草」の色でもあります。
- 白** 「科学」を表しています。真理を探究するピュアな心の色です。

#### ■コンセプト

蒼い空、紺碧の海、藍を育む大地。その青い国で育まれているのが最先端のPharmaceutical Sciencesと豊かな心です。

Pは風に向かって力強く大地に根を張る薬草を、赤と青の4つの大きなドットは全体で四国を、少し大きな赤は徳島をイメージしています。

自然と化学と血の通う人の心の調和の中から明日の医学と豊かな心が誕生することを願って…。

(平成13年発表)